第２期

勝山市子ども・子育て支援事業計画

勝山市

市長からのメッセージ

これまで当市における子育て支援施策については、「次世代育成支援地域行動計画」（平成17年度～平成26年度）、「第１期子ども・子育て支援事業計画」（平成27年度～令和元年度）に沿い、子育て環境の充実を目指して着実かつ積極的に計画を推進してきました。

このたび、その流れを継承しつつ、令和２年度から令和６年度までの５年間を期間とする「第２期子ども・子育て支援事業計画」を策定しました。

近年、我が国では少子化の進行、人口減少は深刻さを増すとともに、核家族化、都市化、情報化、国際化など社会の急激な変化を受けて、人の価値観や生活様式が多様化してきています。また、社会の傾向として、人間関係の希薄化、地域社会のコミュニティー意識の衰退、過度に経済性や効率性を重視する傾向、大人優先の社会風潮などの状況が見られます。

このような社会状況が、地域社会などにおける子どもの育ちを巡る環境や家庭における親の子育て環境を変化させており、長期的な展望に立って、早急に総合的な少子化や子育て対策を進めていかなければなりません。

仕事と子育ての両立の難しさ、子育て中の孤立感や負担感、子育てにかかる費用負担の重さなど、子育ての希望の実現を阻む要因を一つ一つ取り除き、すべての子育て家庭が、安全かつ安心して子どもを生み育てられる環境を整備することが重要な課題です。

子どもを生み育てることに喜びを感じられる社会を目指して、家庭、地域、企業、行政など、あらゆる分野の機関が「子どもへの支援」、「子育て家庭への支援」、「地域社会からの支援」を実行し、次代を担う子ども一人ひとりの育ちを社会全体で応援していく必要があります。

本計画では第１期計画の基本理念である「育つよろこび　育てるしあわせ　豊かな自然に笑顔あふれるまち」を継承し、誰もが夢と希望をもって子どもを生み育てることができるまち、すべての子どもたちが勝山の豊かな自然環境のもと、健やかにのびのびと笑顔で成長できるまちの実現を目指します。

計画の策定にあたり、勝山市子ども・子育て支援審議会の委員の皆さまをはじめ関係者各位からいただきましたご協力に厚くお礼申し上げるとともに、計画の推進にあたり、市民の皆さまのご理解とご協力をいただきますようよろしくお願い申し上げます。

令和２年３月

勝山市長　山 岸 正 裕

目　次

第１章　計画の策定にあたって

１－１．計画策定の趣旨 ……１
１－２．計画の位置付けと期間 ……２
（１）法令の根拠と他の計画との関係
（２）計画の期間
１－３．計画の策定体制 ……３
１－４．計画の推進体制 ……４
１－５．計画の進行管理 ……４

第２章　子ども・子育てを取り巻く現状

２－１．少子化の動向 ……５
（１）人口の動向
（２）出生の動向
（３）婚姻・離婚の動向
（４）未婚率の動向
（５）人口・出生数の将来予測
２－２．家族や地域の状況 ……１０
（１）世帯の動向
（２）就業状況の動向
（３）地域の特性
２－３．子どもの状況と子育ての実態（アンケート調査より） ……１３
（１）調査の概要
（２）調査対象の属性
（３）家庭状況と子育ての実態
（４）日常的な施設の利用状況
（５）子育てに関する保護者の意識

第３章　基本理念

３－１．基本理念 ……２１
３－２．基本目標 ……２２
３－３．施策の体系 ……２３

第４章　子ども・子育て支援施策の展開

４－１．新制度の事業体系　……２４
（１）新制度の事業体系について
（２）保育の必要性の認定について
４－２．提供区域　……２８
（１）教育・保育の提供区域
（２）地域子ども・子育て支援事業の提供区域
４－３．教育・保育の量の見込みと確保の内容　……３０
（１）幼稚園・認定こども園（教育）
（２）保育園・認定こども園（保育）
（３）教育・保育合計
（４）産後の休業及び育児休業後における特定教育・保育施設、又は特定地域型保育事業の円滑な利用の確保について
４－４．地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保の内容　……３４
（１）利用者支援事業
（２）地域子育て支援拠点事業
（３）妊婦健康診査
（４）乳児家庭全戸訪問事業
（５）養育支援訪問事業
（６）子育て短期支援事業（ショートステイ、トワイライトステイ）
（７）子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）
（８）一時預かり事業
（９）延長保育事業
（１０）病児保育事業
（１１）放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）
（１２）実費徴収に係る補足給付を行う事業
（１３）多様な事業者の参入促進・能力活用事業

第５章　子ども・子育て支援関連施策の推進

５－１．幼児教育・保育環境の充実　……４２
（１）幼児教育・保育サービスの充実
５－２．子育て家庭への支援体制の充実　……４８
（１）子育て支援サービスの充実
（２）子どもの居場所づくり
（３）子育て家庭への経済的支援

５－３．支援が必要な子ども・家庭への支援　……５６
（１）児童虐待防止対策の充実
（２）ひとり親家庭への自立支援の推進
（３）障害児支援の充実
５－４．親と子の健康支援の充実　……６３
（１）妊娠期から子育て期にわたる切れ目ない支援の実施
（２）食育の推進
（３）歯科保健対策の充実
（４）小児医療の確保とかかりつけ医の推進
５－５．地域・社会における子育て支援　……７６
（１）ワーク・ライフ・バランスの推進
（２）子どもの交通安全を確保するための活動の推進

第１章　計画の策定にあたって

１－１．計画策定の趣旨

我が国で社会的な課題となっている、「少子化」、「子育て家庭の孤立化」、「待機児童」などに対応するため、国や地域をあげて子どもや子育て家庭を支援する新しい環境を整えることが求められています。

このような状況を踏まえ、平成 24 年８月に質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供、保育の量的拡大及び確保並びに地域における子ども・子育て支援の充実を図るため「子ども・子育て関連３法（※1）」が成立しました。

市では、これを背景に、平成 21 年度に策定された「勝山市次世代育成支援地域行動計画」（後期計画：平成 22 年度～平成 26 年度）に続いて「第 1 期勝山市子ども・子育て支援事業計画」（平成 27 年度～令和元年度）を平成 26 年度に策定し、子育て世代の多様化するニーズの実態等を検証し、子育て支援の充実や子育て環境の整備を図ってきました。

さらに少子化に歯止めがかからない状況に国は、新しい経済政策パッケージ等に基づき幼児教育・保育の無償化や「子育て安心プラン」、「新・放課後子ども総合プラン」の前倒しによる保育や放課後児童クラブの待機児童の解消等を実施し、子育てをしながら仕事を続けることができる社会、安心して子育てができる社会を目指しています。

これらにあわせ、市においても、未来を担う子どもたちが健やかにのびのびと育つことができる環境の整備や子育てに喜びを感じることができる環境の整備をさらに推進・発展させる必要があります。

今回、「第１期勝山市子ども・子育て支援事業計画」が終期を迎えるにあたり、子育て家庭に寄り添う切れ目のない子育て支援施策を展開するため、「第２期勝山市子ども・子育て支援事業計画」をここに策定します。

※１　子ども・子育て関連３法
「子ども・子育て支援法」
「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律」
「子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」

１－２．計画の位置付けと期間

（１）法令の根拠と他の計画との関係

この計画は、「子ども・子育て支援法」第 61 条に基づく市町村子ども・子育て支援事業計画であり、また、「子どもの貧困対策の推進に関する法律」第９条に基づき策定する子どもの貧困対策についての計画と一体化した計画です。

「勝山市総合計画」を上位計画とし、これまで取組みを進めてきた「第１期勝山市子ども・子育て支援事業計画」における基本的な考え方を継承したうえで、その他の個別計画との整合性を図りながら、今後、進めていく子ども・子育て支援施策についての理念及びその方向性や目標を総合的に定めています。

この計画の実施にあたっては、福祉、教育、医療・保健等、さまざまな分野が連携して事業を推進することはもちろんですが、行政のみならず、家庭や地域、保育園、認定こども園、幼稚園、小学校、企業等が子ども・子育て支援の重要性に対する関心や理解を深め、各々が協働し、それぞれの役割を果たしながら、一体的に施策の推進を図っていきます。

また、この事業計画は社会福祉法に基づいて策定された「勝山市地域福祉計画」の一翼を担う計画としても位置付けられます。

■ 事業計画と地域福祉計画等との関係

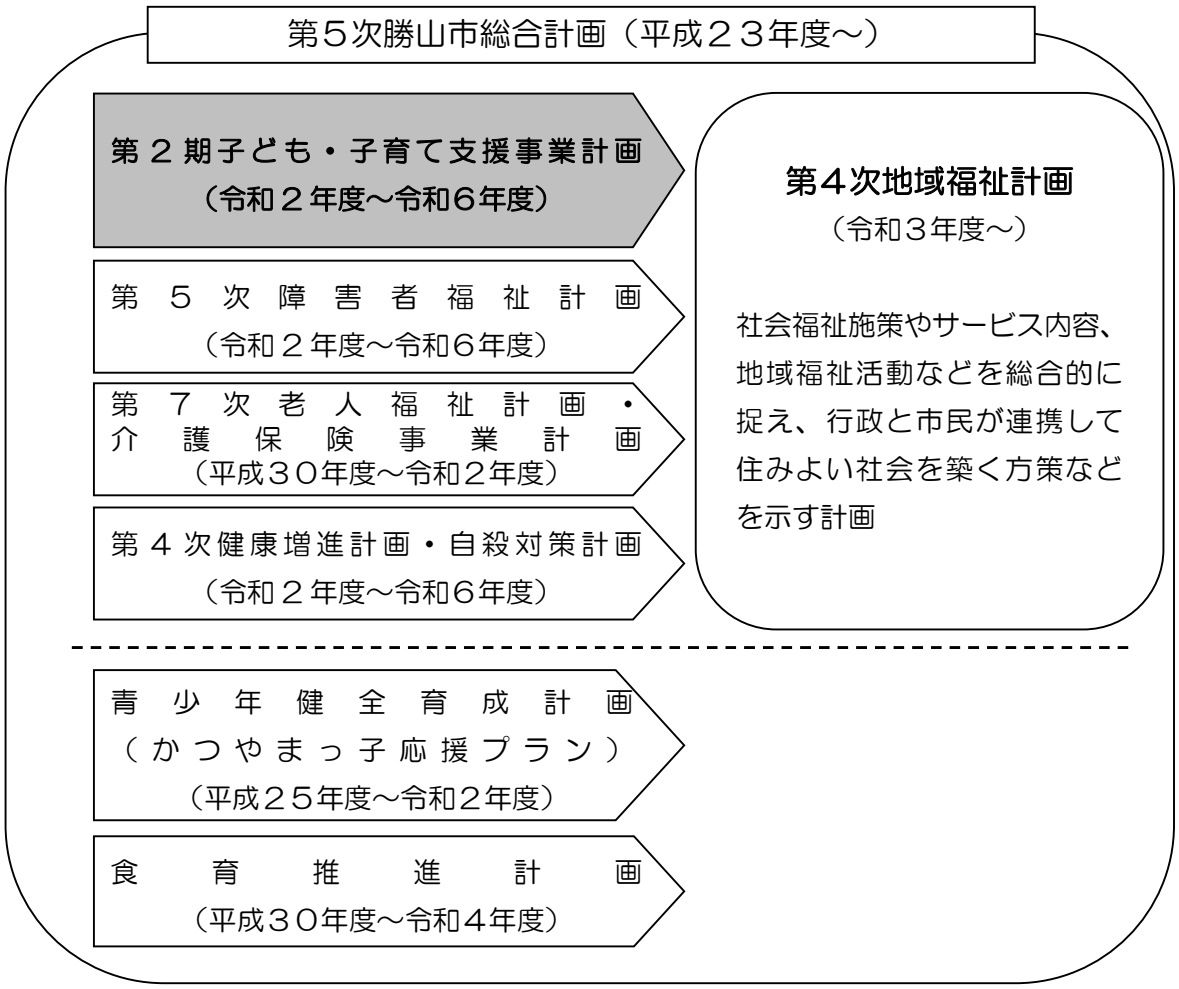

（２）計画の期間

この計画は、令和２年度から令和６年度までの５年間を計画期間とします。

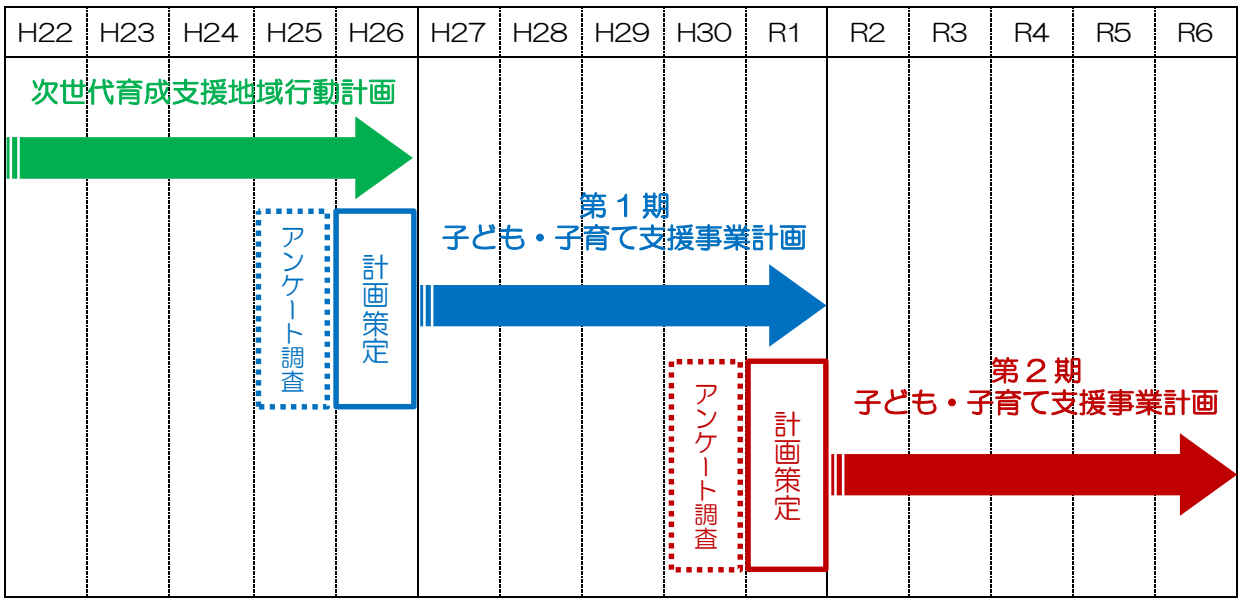

１－３．計画の策定体制

市民アンケート調査（ニーズ調査）の実施

この計画の基礎資料とするため、未就学児童及び小学生の保護者を対象に、「子ども・子育て支援事業計画策定に係るアンケート調査」を実施しました。

勝山市子ども・子育て支援審議会の審議

学識経験者、子ども・子育て関係団体、事業主代表、労働者代表、子育て支援事業従事者、市民代表等により構成される「勝山市子ども・子育て支援審議会」の委員が、計画内容についてさまざまな視点から審議し、策定にあたりました。

パブリックコメントの実施

計画の素案を公共施設等の窓口及びホームページなどを通じて公開し、市民から広く意見や改善案などを募りました。

１－４．計画の推進体制

本計画の推進にあたっては、保育園などの子ども・子育て支援事業者や学校、企業などの関係機関と行政が連携を深め、それぞれの役割を担いながら互いに協力し合い、子育て支援施策を展開していきます。

１－５．計画の進行管理

「勝山市子ども・子育て支援審議会」において、毎年度、子ども・子育て支援事業計画に基づく施策や子ども・子育て支援関連施策の実施状況や実績等について点検・評価し、計画の着実な推進を図っていきます。

なお、計画期間中であっても、さまざまな状況の変化により見直しの必要性が生じた場合には、適宜計画の見直しを行っていきます。

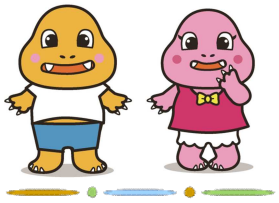

第２章　子ども・子育てを取り巻く現状

２－１．少子化の動向

（１）人口の動向

勝山市の人口は、減少傾向が続いており、昭和 55 年は 30,852 人でしたが、平成２年には３万人を割り込み、平成 27 年は 24,125 人となっています。

経年的には、出生率の低下や市外への転出などにより、人口が減少傾向にあります。

■　人口の推移

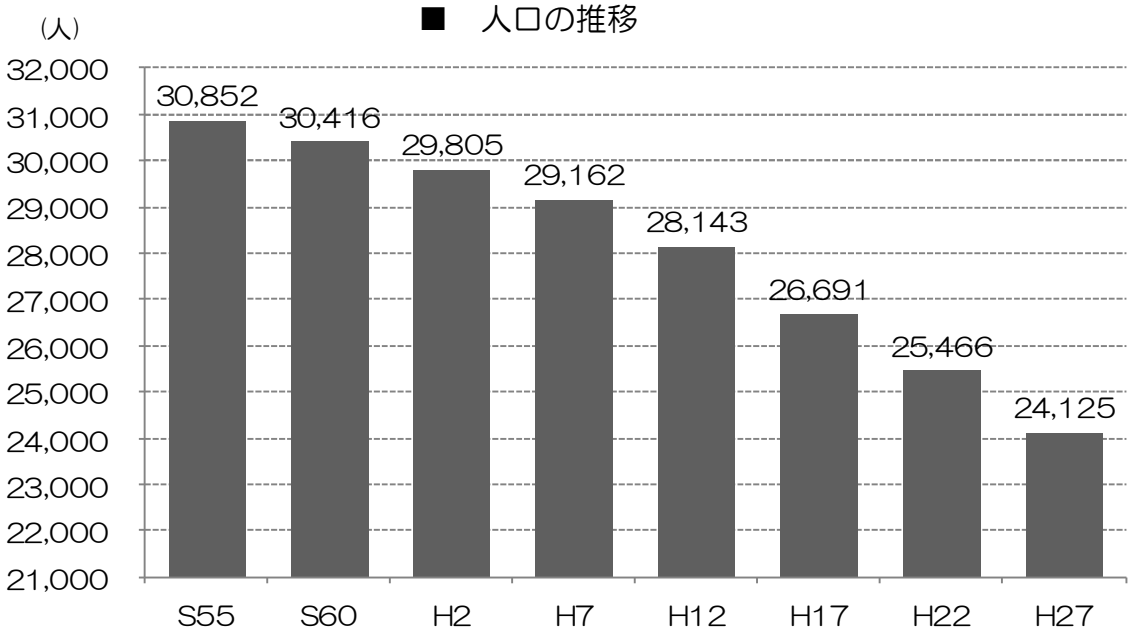

（資料：国勢調査 各年 10 月１日現在）

児童数（0～11 歳）についても人口と同様に減少傾向にあります。

■　児童数の推移

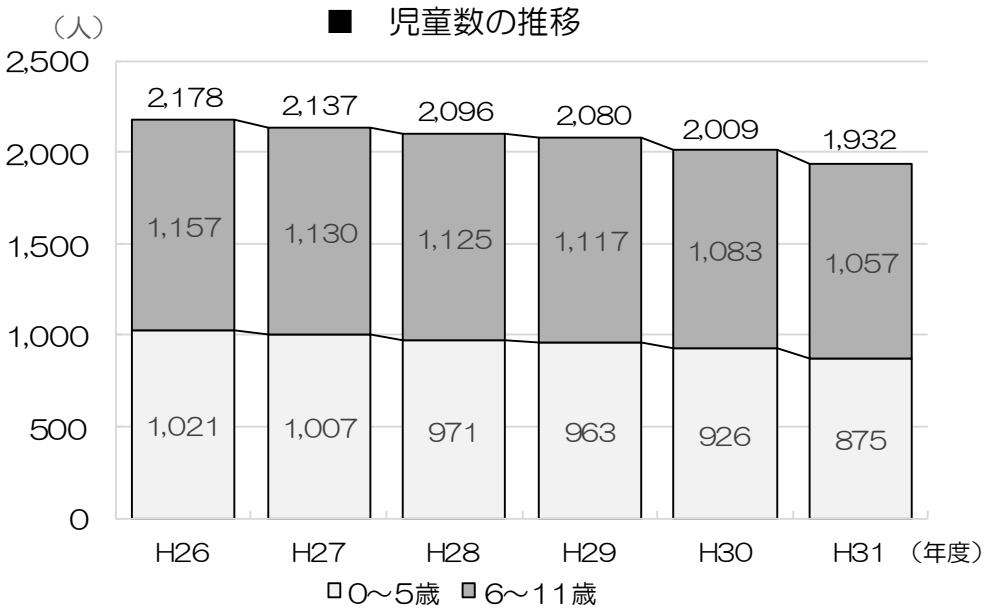

（資料：住民基本台帳）

また、年齢別（３区分）でみると、年少人口割合（0～14 歳）は、昭和 55 年には 21.5%でしたが、その後も減少が続き、平成 27 年には 11.4%まで減少しています。

一方、老年人口割合（65 歳以上）は昭和 55 年には 12.5%でしたが、その後も増加が続き、平成 27 年には 34.0%まで増加していることから、急速に少子高齢化が進んでいることが分かります。

■　年齢（３区分）別人口割合の推移

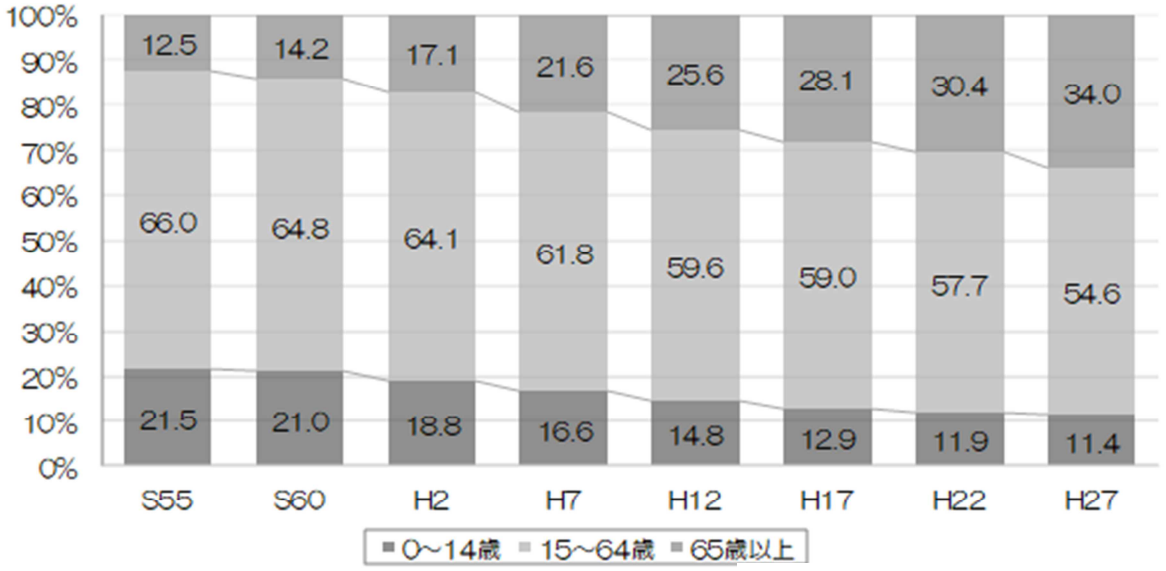

（資料：国勢調査　各年 10 月 1 日現在）

（２）出生の動向

出生数は、近年、大幅な減少傾向にあり、平成 12 年度に 200 人、平成 27 年度に 150 人、平成 30 年度には 130 人を初めて割り込みました。

■　出生数の推移

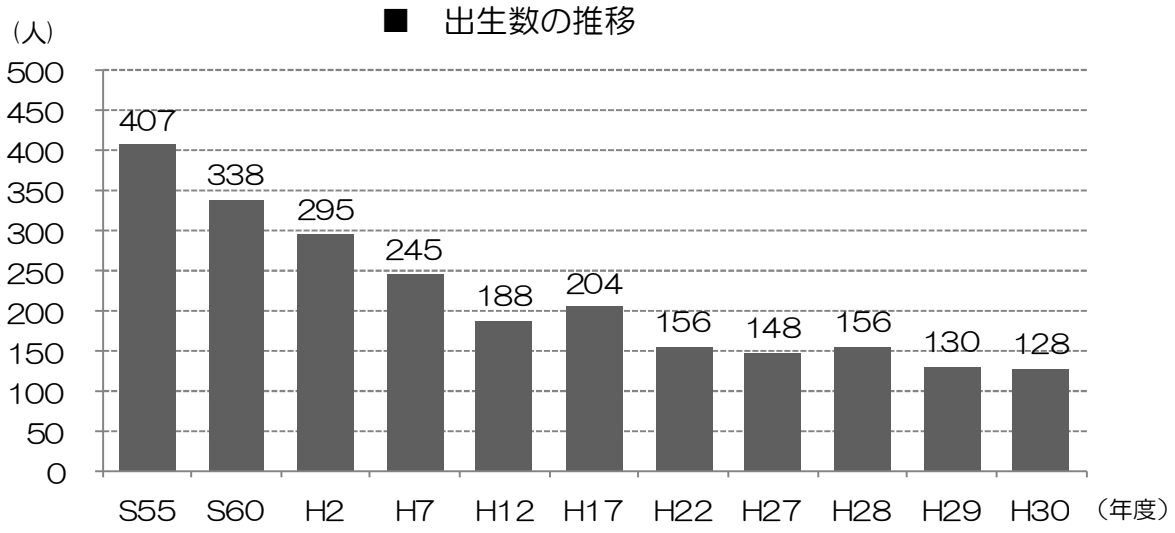

（資料：勝山市のすがた）

（３）婚姻・離婚の動向

勝山市の婚姻率、離婚率は、ともに福井県全体や全国に比べて、やや低い水準にあります。

婚姻率は昭和 55 年度から平成２年度までは減少傾向が続き、平成２年度以降は４%程度で推移していましたが、平成 27 年度には４%を下回りました。一方、離婚率はやや高くなる傾向にあり、今後、ひとり親家庭等に対する自立支援のニーズが高まると考えられます。

■　婚姻率の推移

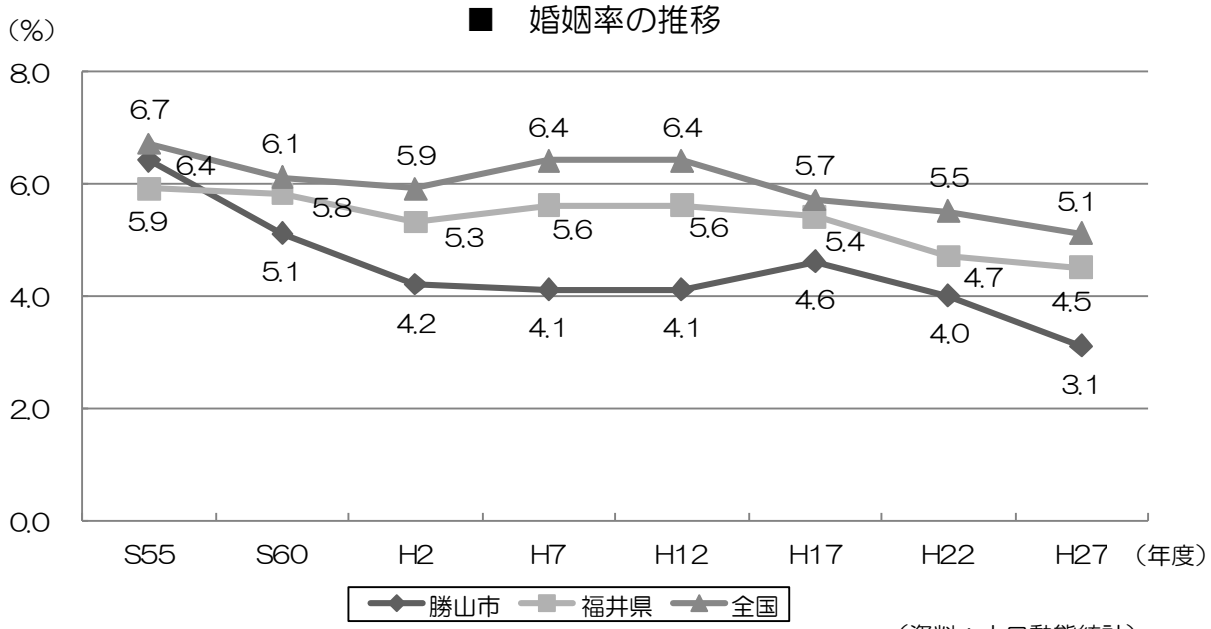

（資料：人口動態統計）

※婚姻率：人口 1,000 人に対する各年度の婚姻件数を示す率

■　離婚率の推移

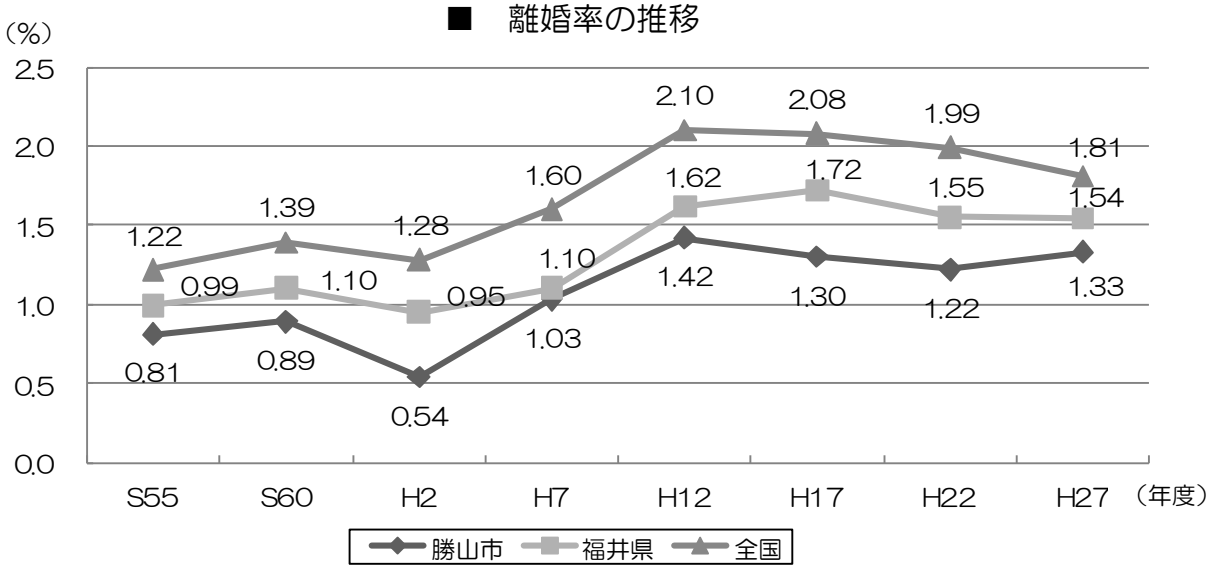

（資料：人口動態統計）

※離婚率：人口 1,000 人に対する各年度の離婚件数を示す率

（４）未婚率の動向

勝山市の未婚率は、男女とも各年齢階層において高くなる傾向にあり、晩婚化が進んでいます。

特に、女性の 25～29 歳では平成 2 年の未婚率は 26.0%でしたが、平成 12 年には 54.9%、平成 27 年には 64.2%と上昇率が高く、また、男性でも、30～34 歳の未婚率が平成 2 年は 26.2%でしたが、平成 27 年には 51.8%に、35～39 歳の未婚率も平成 2 年は 17.9%でしたが、平成 27 年には 37.5%に達しています。

■　年齢階層別の未婚率の推移　（男性）

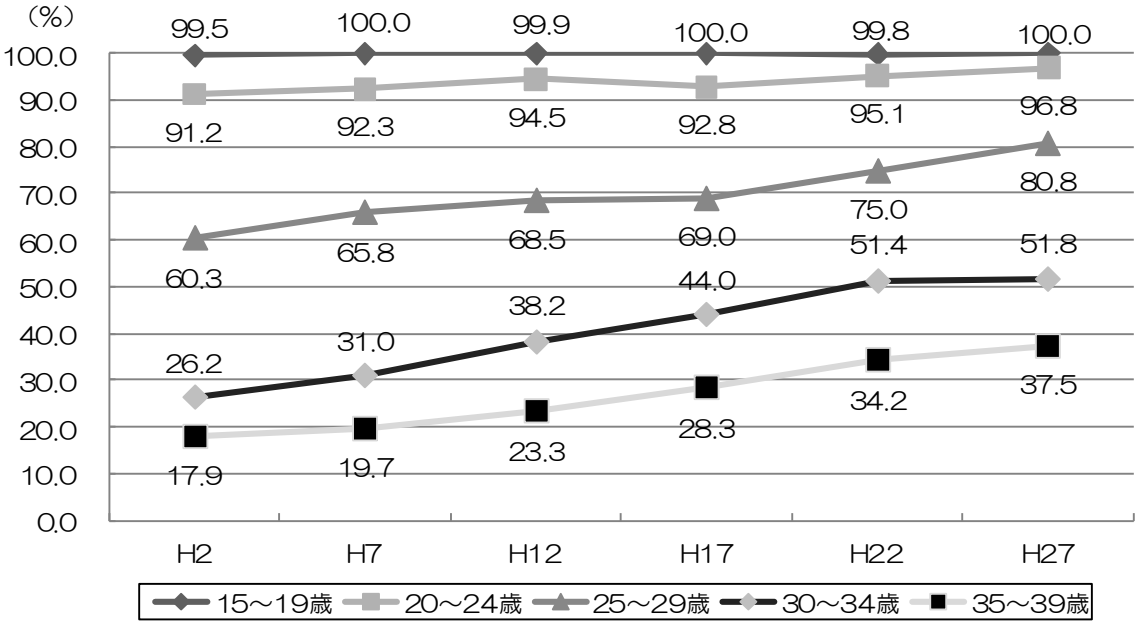

（資料：国勢調査 各年 10 月 1 日現在）

■　年齢階層別の未婚率の推移（女性）

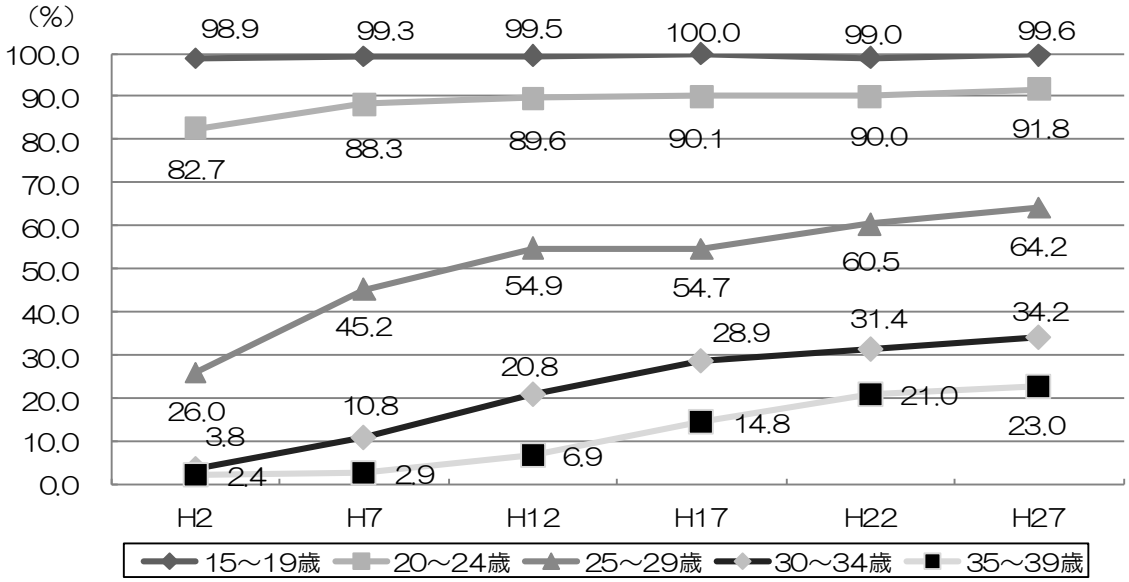

（資料：国勢調査 各年 10 月 1 日現在）

（５）人口・出生数の将来予測

勝山市の人口は減少傾向にあり、令和２年には 23,000 人を下回るまでに、また、出生数も令和７年には 113 人にまで減少すると推計されています。

■　人口の将来推計

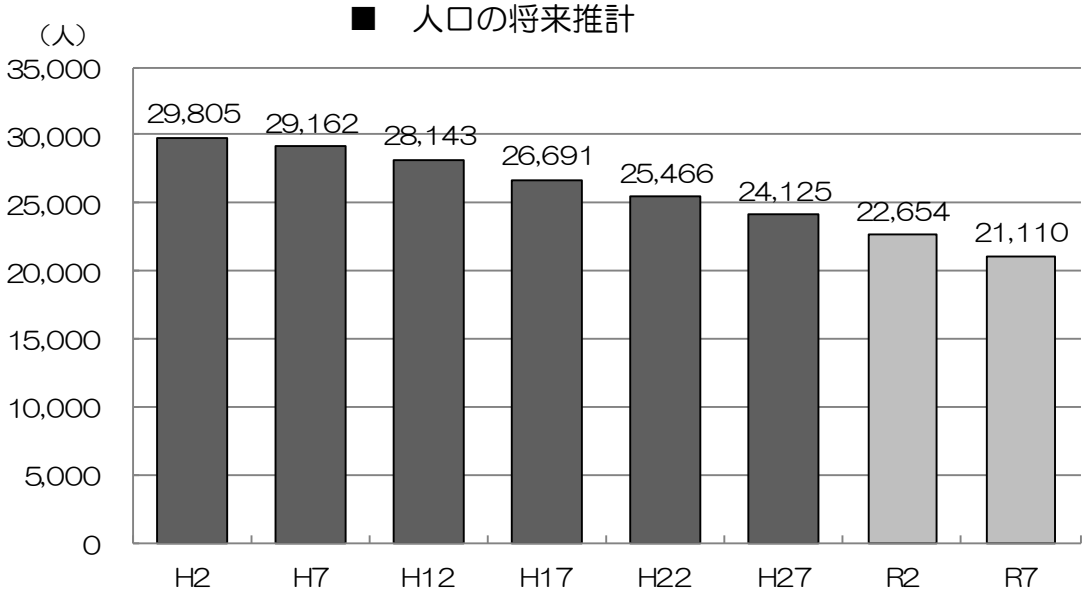

（資料：H27 まで国勢調査、R2 以降は国立社会保障・人口問題研究所公表の将来人口推計）

■　出生数の将来推計

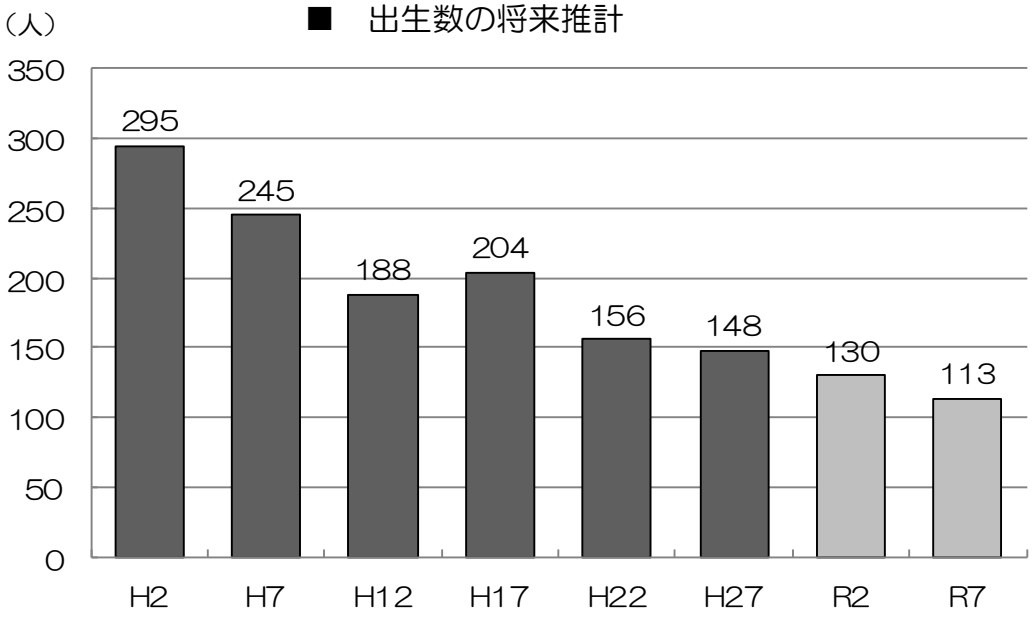

（資料：H27 まで国勢調査、R2 以降は国立社会保障・人口問題研究所公表の将来人口推計）

２－２．家族や地域の状況

（１）世帯の動向

勝山市の世帯数は、核家族化の進行や単身世帯の増加など、ライフスタイルの変化により平成 17 年までは増加傾向にありましたが、それ以降、減少に転じ、平成 27 年には 7,703 世帯となっています。また、１世帯あたりの世帯人員も減少傾向にあり、昭和 55 年には 3.99 人/世帯でしたが、平成 27 年には 3.13 人/世帯となっています。

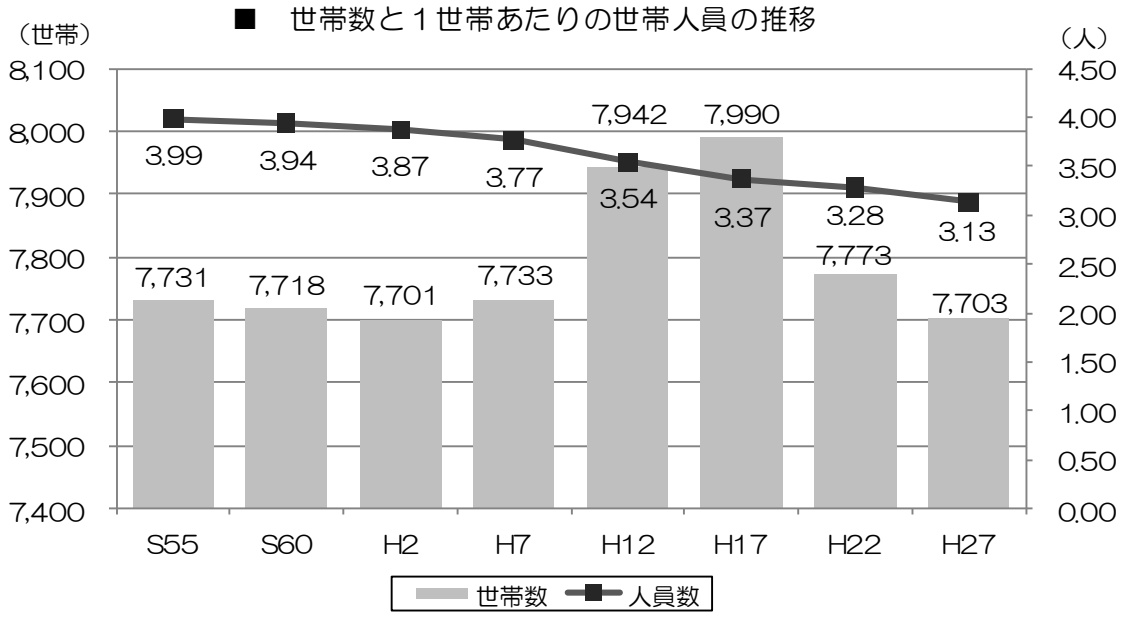

（資料：国勢調査 各年 10 月 1 日現在）

（２）就業状況の動向

就業者の産業別の構成比は、平成 27 年で農林水産業などの第１次産業が 6.3%、製造加工業などの第２次産業が 35.7%、サービス業などの第３次産業が 58.0%となっています。経年的には、第１次、第２次産業が低下し、第３次産業が増加する傾向にあります。

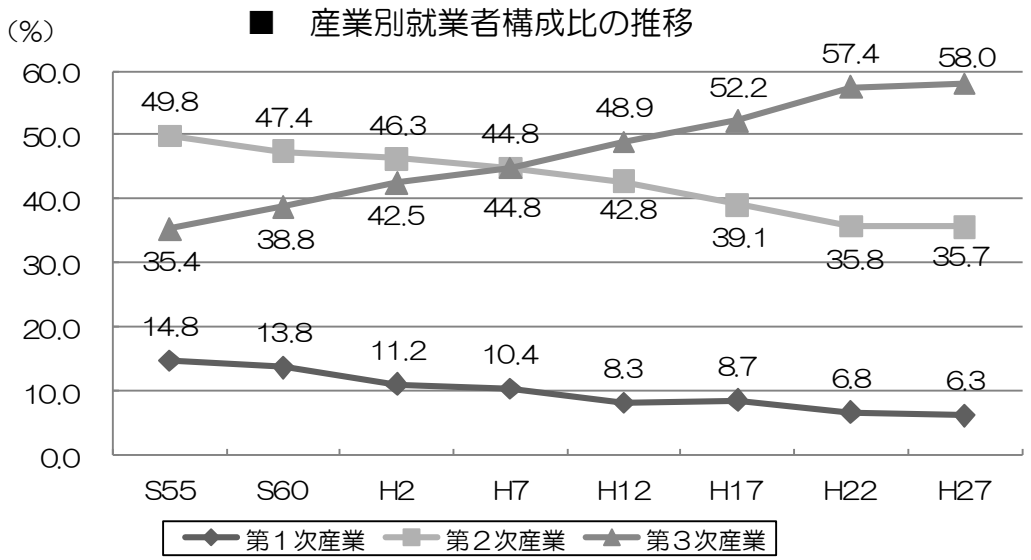

（資料：国勢調査 各年 10 月 1 日現在）

福井県内の 17 市町で比較した場合、男性、女性ともに就業率※は県平均よりもやや低くなっています。

また、共働き率※は、60.1％で、県内でも高い地域となっています。なお、福井県の共働き率は、全国で一番高くなっています。

■　県下就業率と共働き率

（単位：％）

	就業率			共働き率
		男性	女性	
福 井 県	60.4	68.9	52.6	58.6
福 井 市	59.8	67.8	52.5	57.4
敦 賀 市	59.1	69.7	49.2	49.5
小 浜 市	59.3	68.7	50.4	56.4
大 野 市	60.6	68.5	53.6	63.1
勝 山 市	58.7	66.6	51.6	60.1
鯖 江 市	62.1	69.7	55.1	62.5
あわら市	59.9	68.0	52.7	61.0
越 前 市	60.8	69.3	52.9	59.2
坂 井 市	62.6	71.0	55.0	62.8
永平寺町	60.8	67.4	54.8	63.7
池 田 町	52.5	60.4	45.5	50.1
南越前町	58.4	67.1	50.6	59.2
越 前 町	59.6	68.3	51.6	61.6
美 浜 町	59.8	72.2	47.3	53.0
高 浜 町	63.1	74.9	51.0	57.1
おおい町	61.4	73.1	49.4	57.8
若 狭 町	59.6	69.4	50.7	61.2

（資料：平成 27 年国勢調査）

※就 業 率：「15 歳以上の人口」に占める「就労者」の割合

※共働き率：「共働き世帯の割合」のことであり、「夫婦のいる世帯」に占める「夫婦ともに非農林業雇用者の世帯」の割合

（３）地域の特性

勝山市では転出者数が転入者数を上回る、社会的要因による人口減少が続いています。また、勝山市外への通勤者数、市外からの通勤者数はともに増加する傾向にあります。

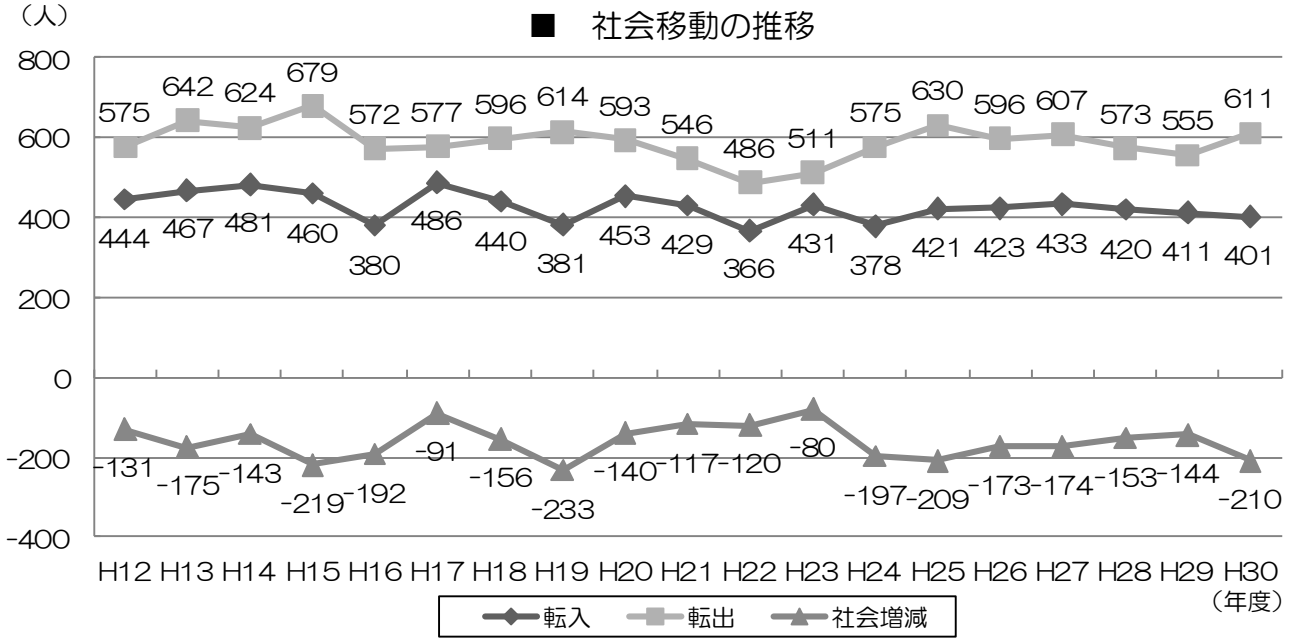

（資料：勝山市のすがた）

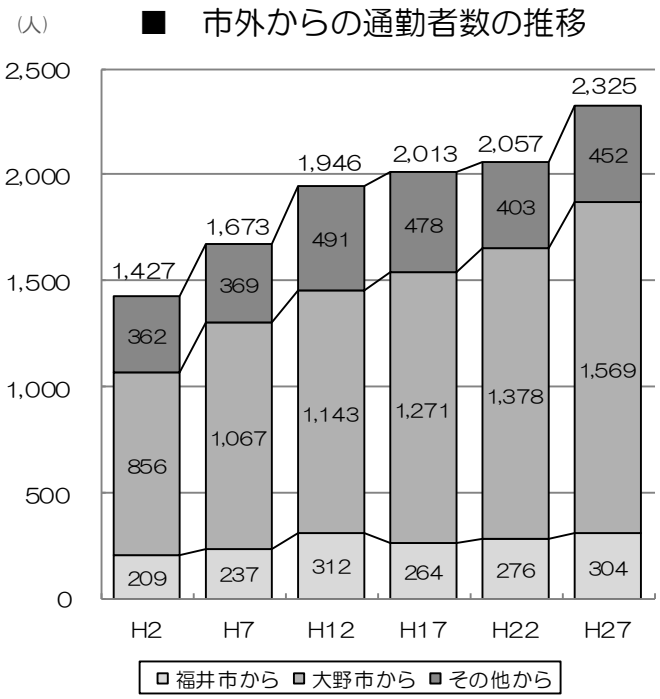

（資料：国勢調査 各年 10 月 1 日現在）

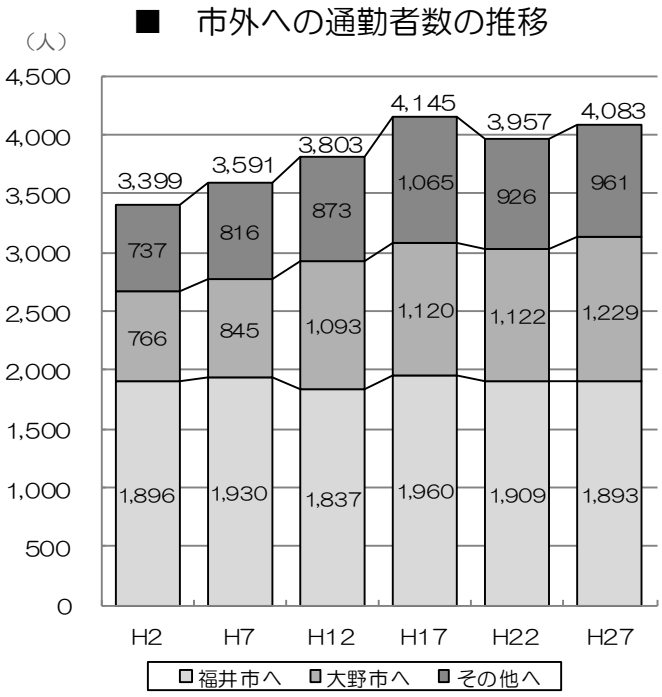

（資料：国勢調査 各年 10 月 1 日現在）

２－３．子どもの状況と子育ての実態（アンケート調査より）

（１）調査の概要

アンケート調査は、未就学児童の保護者と小学生の保護者を対象に、平成 30 年 10 月から 11 月までを調査期間とし調査を実施しました。

未就学児童の調査方法は、子どもの年齢を０歳、1～2 歳、３歳以上の３区分に区分し、1 世帯に２人以上の未就学児童がいる場合は年齢の小さい児童について、市内の保育園、認定こども園、幼稚園を通じて保護者にアンケート用紙を配布し、回収しました。また、市内の保育園、認定こども園、幼稚園に通園していない未就学児童の保護者には、郵送による配布・回収を同期間に実施しました。調査数 670 件に対し、回答数 610 件、回収率は 91.0%でした。

小学生の調査方法は、市内の市立小学校に通う児童の保護者に、1 世帯に小学生が２人以上いる場合は年齢の小さい児童について、学校を通じて保護者にアンケート用紙を配布し、回収しました。また、市内の市立小学校に通学していない児童の保護者には、郵送による配布・回収を同期間に実施しました。調査数 791 件に対し、回答数 760 件、回収率は 96.1%でした。

（２）調査対象の属性

① 子どもの年齢（平成 30 年４月１日現在）

５歳	４歳	３歳	２歳	１歳	０歳	未就学無回答	未就学合計
97	86	93	109	133	89	3	610
15.9%	14.1%	15.2%	17.9%	21.8%	14.6%	0.5%	100%

11 歳	10 歳	９歳	８歳	７歳	６歳	小学生無回答	小学生合計
100	97	104	142	152	151	14	760
13.1%	12.8%	13.7%	18.7%	20.0%	19.9%	1.8%	100%

② 居住地（小学校区）

【未就学児童】

平泉寺	成器南	成器西	村　岡	三　室	野　向	荒　土	鹿　谷
25	187	103	112	25	11	61	35
4.1%	30.7	16.9%	18.3%	4.1%	1.8%	10.0%	5.7%

北　郷	無回答	合計
42	9	610
6.9%	1.5%	100%

【小学生】

平泉寺	成器南	成器西	村　岡	三　室	野　向	荒　土	鹿　谷
24	229	123	143	29	17	69	59
3.2%	30.1%	16.2%	18.8%	3.8%	2.2%	9.1%	7.8%

北　郷	無回答	合計
54	13	760
7.1%	1.7%	100%

③ 子育て（教育を含む）に関して気軽に相談できる方・施設（複数回答可）

【未就学児童】

配偶者	祖父母等の親戚	友人や知人	近所の人	子育て支援施設	保健所・保健師等	保育園の先生	幼稚園の先生	こども園の先生
490	486	403	30	48	12	267	22	118
24.6%	24.4%	20.2%	1.5%	2.4%	0.6%	13.4%	1.1%	5.9%

民生委員児童委員	かかりつけ医師	市の子育て窓口	その他	無回答	合計
2	99	8	4	3	1,992
0.1%	5.0%	0.4%	0.2%	0.2%	100%

【小学生】

配偶者	祖父母等の親戚	友人や知人	近所の人	子育て支援施設	保健所・保健師等	小学校の先生	民生委員児童委員	かかりつけ医師
558	536	507	54	32	4	245	3	70
27.5%	26.4%	25.0%	2.7%	1.6%	0.2%	12.1%	0.1%	3.5%

市の子育て窓口	その他	無回答	合計
4	12	3	2,028
0.2%	0.6%	0.1%	100%

④ 母親の就労状況

【未就学児童】

就労（フルタイム）	就労（育休、介護休中）	就労（パート等）	パート（産育休、介護休中）	就労していた	就労したことがない	無回答	合計
316	46	182	12	47	1	6	610
51.8%	7.5%	29.8%	2.0%	7.7%	0.2%	1.0%	100%

【小学生】

就労（フルタイム）	就労（育休、介護休中）	就労（パート等）	パート（産育休、介護休中）	就労していた	就労したことがない	無回答	合計
467	13	215	5	33	2	25	760
61.4%	1.7%	28.3%	0.7%	4.3%	0.3%	3.3%	100%

⑤ 父親の就労状況

【未就学児童】

就労（フルタイム）	就労（育休、介護休中）	就労（パート等）	パート（産育休、介護休中）	就労していた	就労したことがない	無回答	合計
544	1	1	0	2	0	62	610
89.2%	0.2%	0.2%	0%	0.3%	0%	10.1%	100%

【小学生】

就労（フルタイム）	就労（育休、介護休中）	就労（パート等）	パート（産育休、介護休中）	就労していた	就労したことがない	無回答	合計
648	0	8	0	6	0	98	760
85.3%	0%	1.0%	0%	0.8%	0%	12.9%	100%

⑥ 親の帰宅時刻

【未就学児童】

	1:00～5:59	6:00～8:59	9:00～12:59	13:00～15:59	16:00～18:59	19:00～21:59	22:00～0:59	無回答	合計
母親	0	1	5	51	438	58	0	3	556
	0%	0.2%	0.9%	9.2%	78.8%	10.4%	0%	0.5%	100%
父親	8	3	7	8	216	260	33	11	546
	1.5%	0.5%	1.3%	1.5%	39.6%	47.6%	6.0%	2.0%	100%

【小学生】

	1:00～5:59	6:00～8:59	9:00～12:59	13:00～15:59	16:00～18:59	19:00～21:59	22:00～0:59	無回答	合計
母親	2	1	6	58	519	95	7	12	700
	0.3%	0.1%	0.9%	8.3%	74.1%	13.6%	1.0%	1.7%	100%
父親	7	7	11	7	231	315	57	21	656
	1.1%	1.1%	1.6%	1.1%	35.2%	48.0%	8.7%	3.2%	100%

（３）家庭状況と子育ての実態

未就学児童・小学生の親の就労状況をみると、「就労（フルタイム）」「フルタイム（育休など）」「就労（パートタイム）」「パートタイム（育休など）」を合わせて、母親の 91.7%、父親の 87.7%が就労しています。

このことから、この世代においては共働きの家庭が大きな割合を示していることがわかります。

■　母親・父親の就労状況

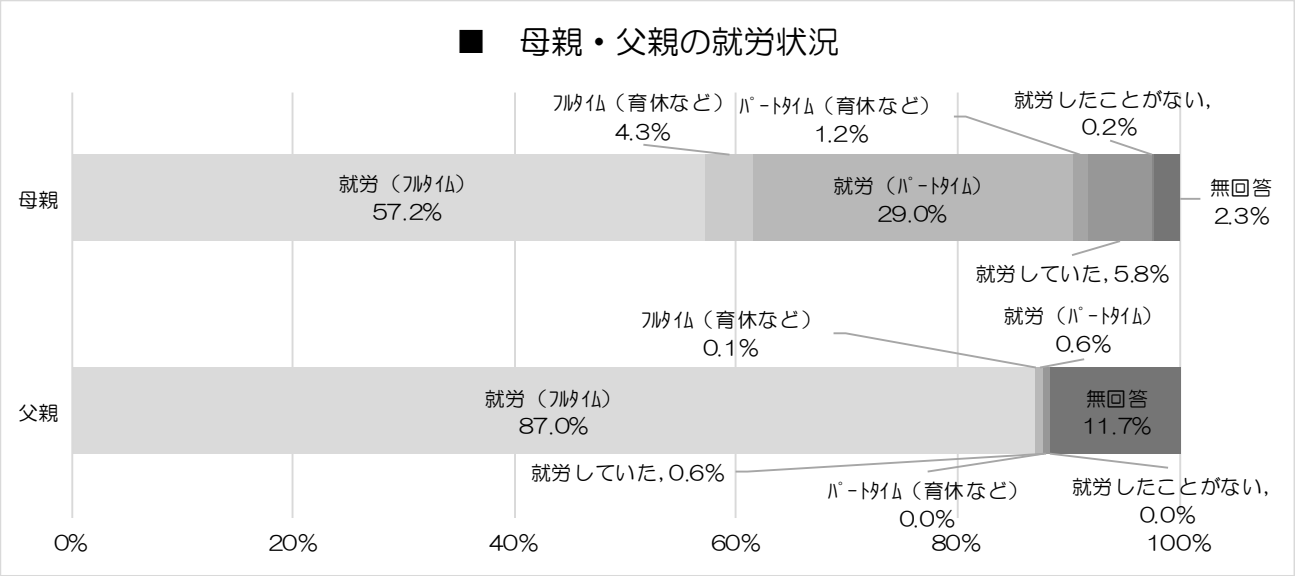

（資料：未就学児童・小学生アンケート調査）

未就学児童の親の出産に伴う育児休業の取得状況については、母親が 60.7%、父親が 1.3%で、男性の育児休業制度があまり利用されていないことが伺えます。

■ 育児休業の取得状況

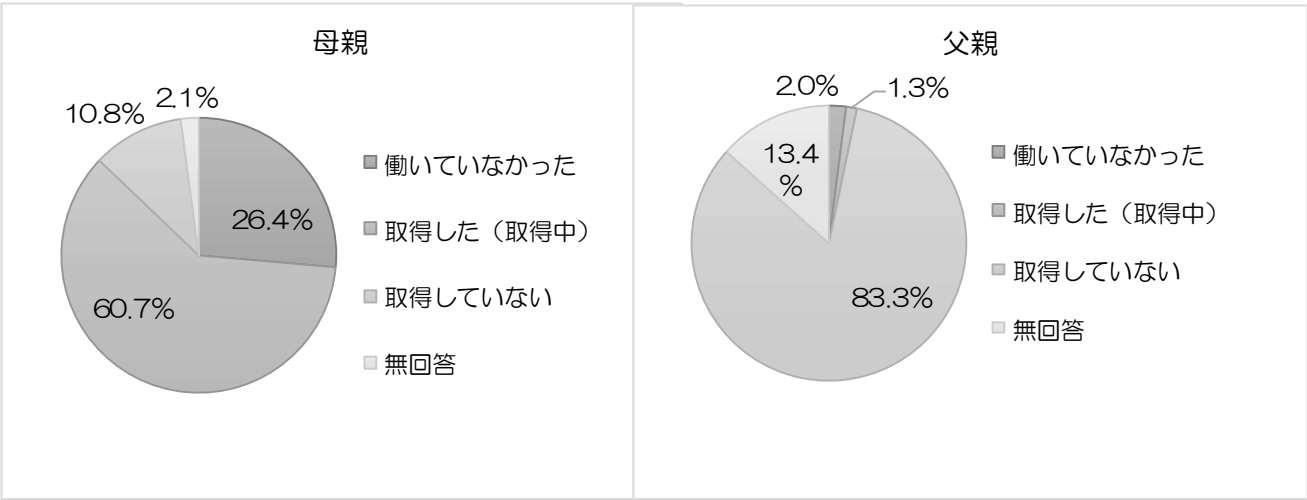

（資料：未就学児童アンケート調査）

（４）日常的な施設の利用状況

平日の定期的な教育・保育事業の利用状況について、未就学児童の保護者の 91.6%が幼稚園や保育園、認定こども園を「利用している」と回答しています。

■　幼稚園や保育園、認定こども園などの定期的な利用の有無

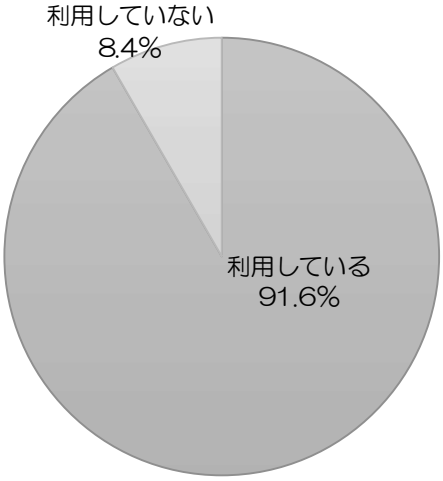

（資料：未就学児童アンケート調査）

平日の定期的な教育・保育事業の利用状況は、認可保育園と認定こども園を合わせて 93.9%の利用となっています。

■　幼稚園や保育園、認定こども園などの定期的な利用状況（複数回答）

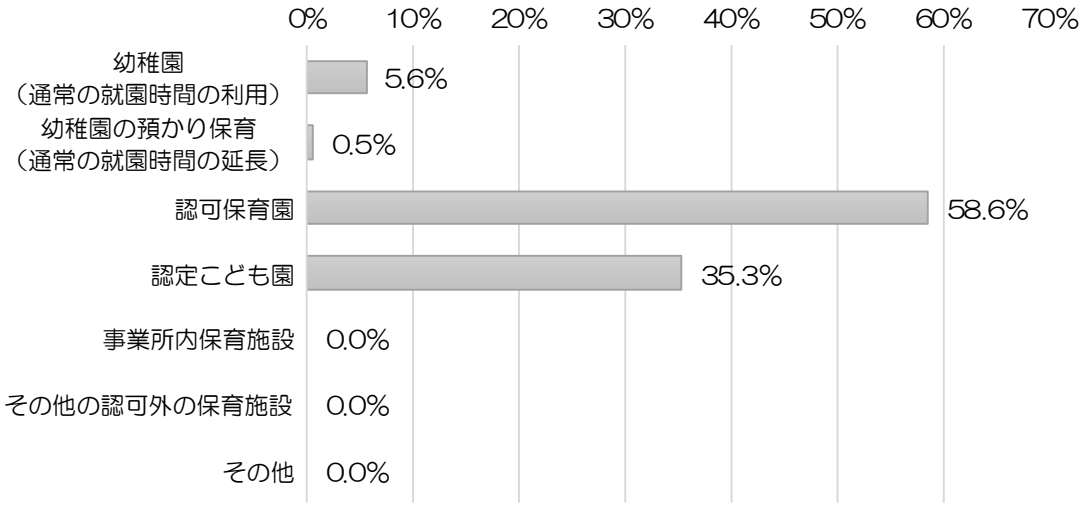

（資料：未就学児童アンケート調査）

未就学児童（５歳以上児のみ）の保護者が、子どもの小学校低学年（１～３年生）における希望する放課後の過ごし方は、「児童センター（学童保育）」が最も高く、次いで「自宅」となっています。

■　１～３年生における希望する放課後の過ごし方（複数回答）

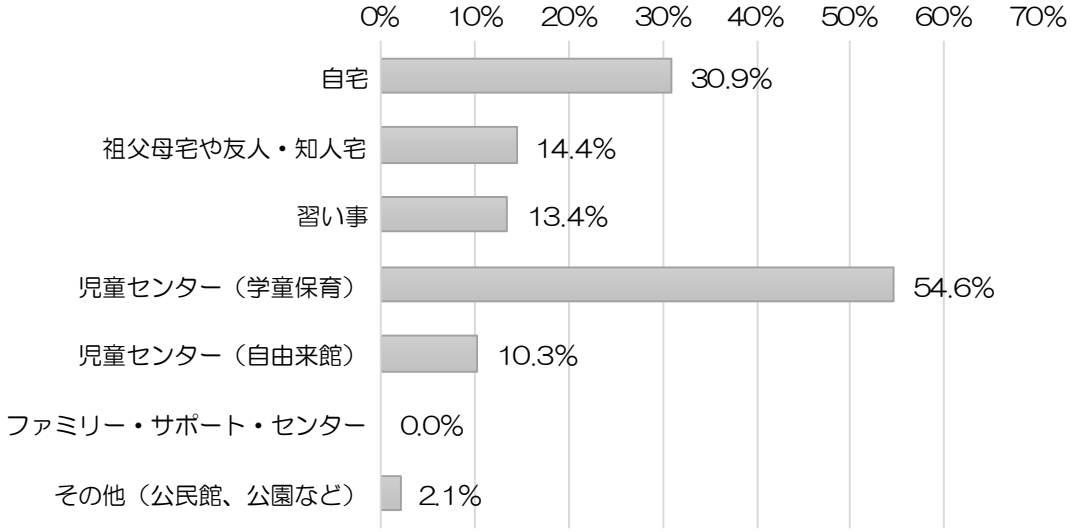

（資料：未就学児童アンケート調査）

未就学児童（５歳以上児のみ）の保護者が、子どもの小学校高学年（４～６年生）における希望する放課後の過ごし方は、「自宅」が最も高く、次いで「児童センター（学童保育）」となっています。

■　４～６年生における希望する放課後の過ごし方（複数回答）

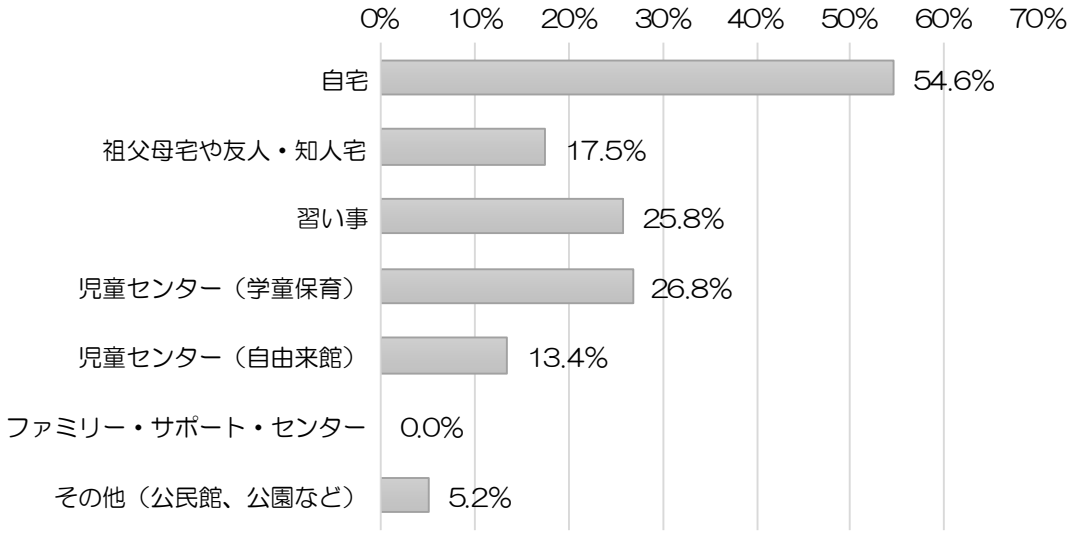

（資料：未就学児童アンケート調査）

（５）子育てに関する保護者の意識

子育てに関して「非常に不安や負担を感じる」「何となく不安や負担を感じる」を合わせると、未就学児童の保護者は 53.6%、小学生の保護者は 55.0%となります。

■ 子育てへの不安や負担の意識状況

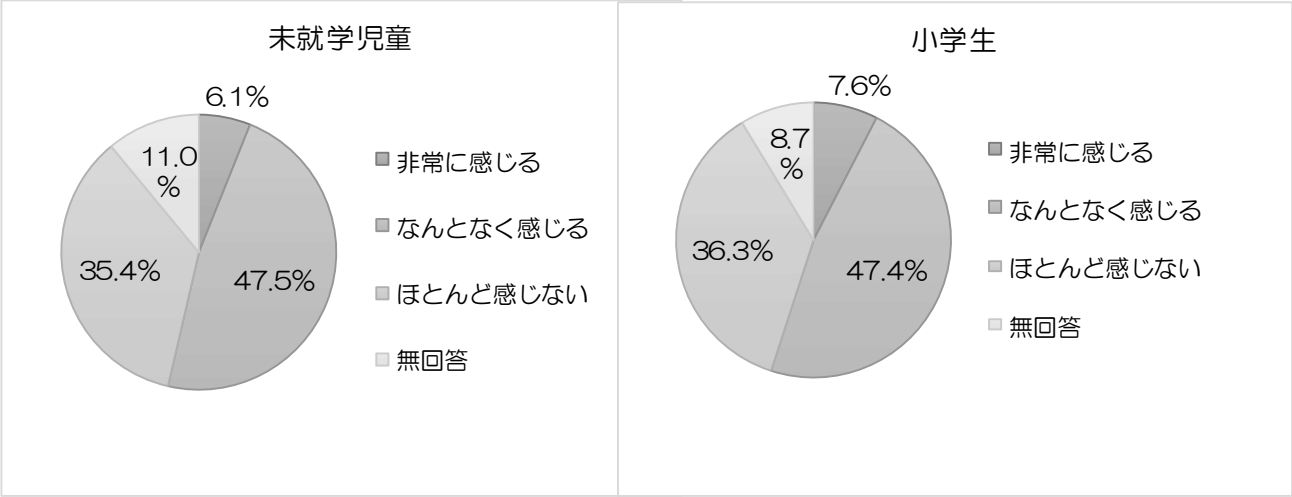

（資料：未就学児童アンケート調査）　（資料：小学生アンケート調査）

不安や負担を感じる理由としては、未就学児童の保護者は「子育ての方法や子どもへの愛情のかけ方」、小学生の保護者では「子どもの教育」が最も多く、次いで「子どもの成長・発達」の順となっています。

■ 子育てに不安や負担を感じる理由（複数回答）

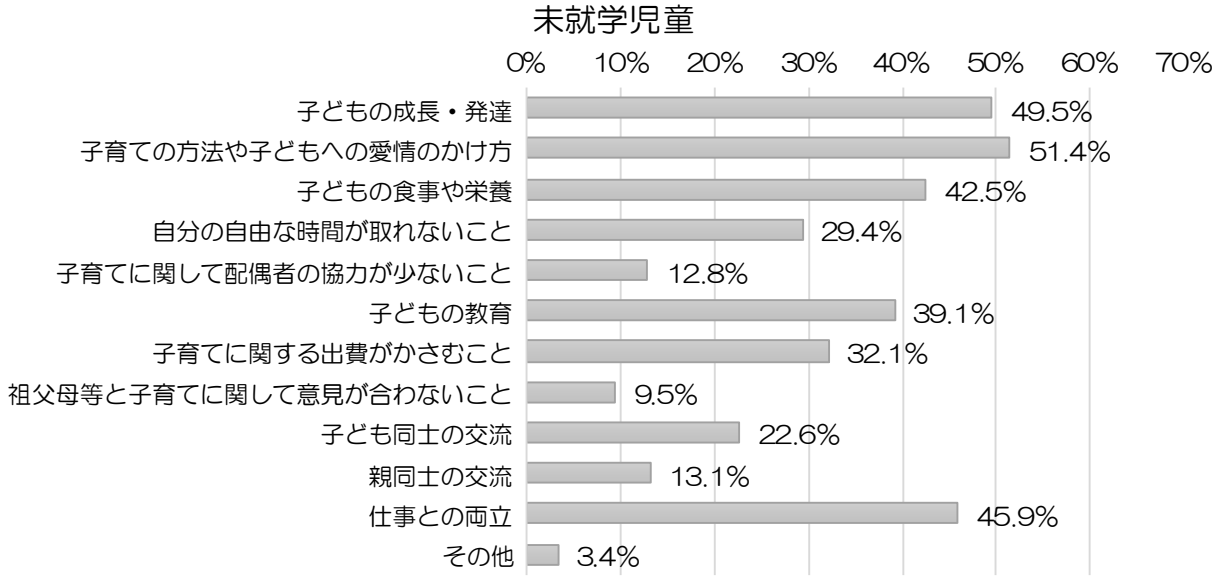

（資料：未就学児童アンケート調査）

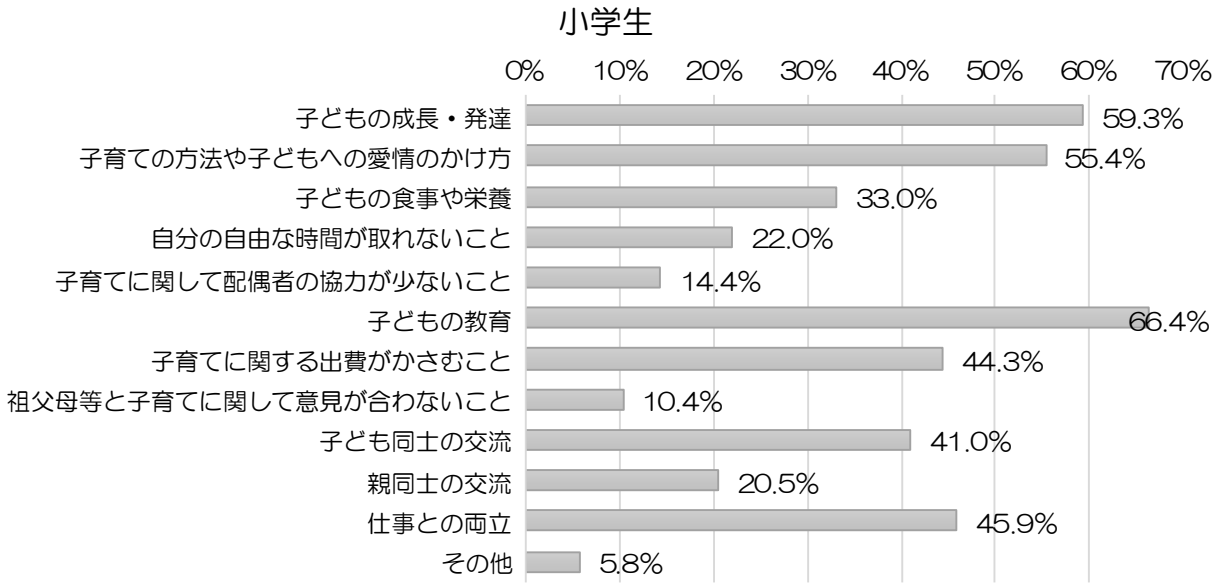

（資料：小学生アンケート調査）

悩みの相談相手としては、未就学児童、小学生の保護者ともに「配偶者」が最も多く、次いで「祖父母等の親族」、「友人や知人」が続いています。

■ 子育ての悩みの相談相手（複数回答）

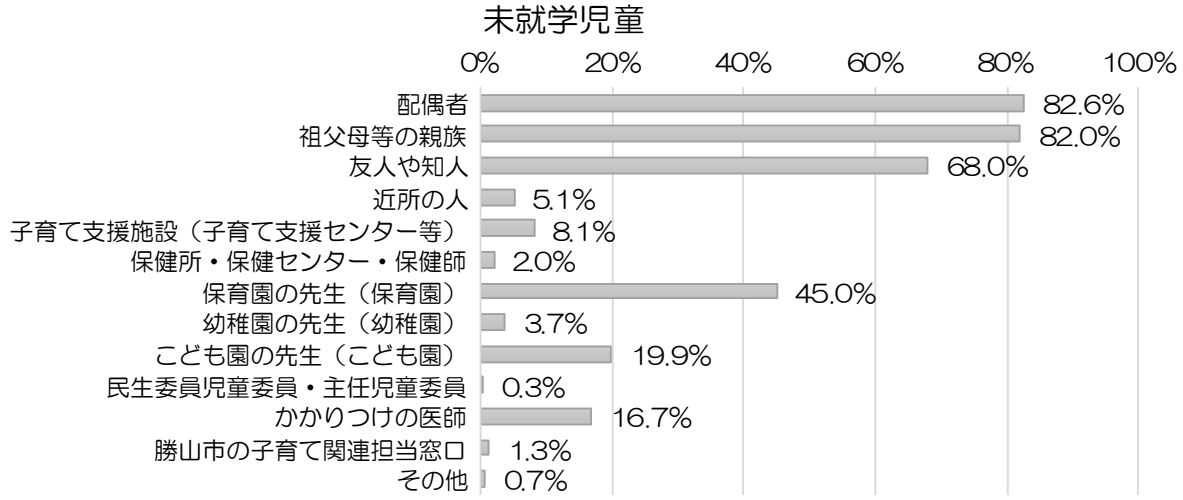

（資料：未就学児童アンケート調査）

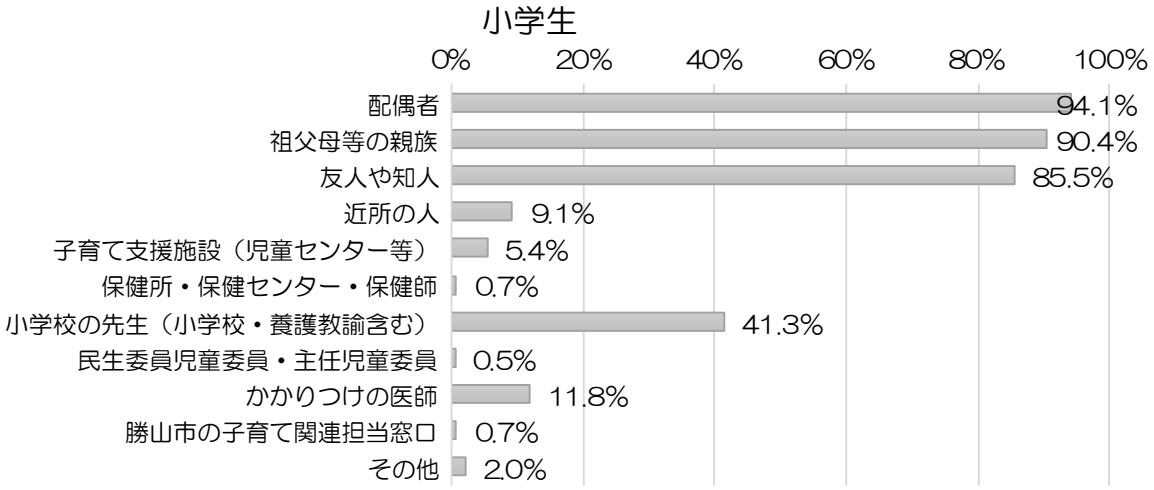

（資料：小学生アンケート調査）

第３章．基本理念

３－１．基本理念

育つよろこび　育てるしあわせ
豊かな自然に笑顔あふれるまち

子どもの育て方など育児の不安や子育てと仕事の両立への不安など、子育て家庭における不安や負担に対し、家庭、地域、企業、行政など、あらゆる分野の機関がそれぞれの役割を担い、子育て支援を行っていく必要があります。

また、乳幼児期から学童期、更には思春期を経て自立するまでの継続的な支援が必要であり、そのニーズは子どもの発達段階に応じて大きく異なるため、それぞれのライフステージに応じて子どもの育ちを切れ目なく支援していく必要があります。

子育ては、基本、家庭にありますが、少子化が加速する日本において、子どもは未来の日本を支える「社会の宝」であることを認識し、社会全体が子育てを支えていかなくてはなりません。

このような視点をもとに、「第１期子ども・子育て支援事業計画」の基本理念を継承し、誰もが夢と希望をもって子どもを生み育てることができるまち、すべての子どもたちが勝山の豊かな自然環境のもと、さまざまな体験をとおし、健やかにのびのびと笑顔で成長できるまちを目指します。

３－２．基本目標

この計画では、基本理念を実現するために次の３つを基本目標とし、総合的に施策を推進していきます。

１．質の高い教育・保育、子育て支援の充実

生きる力や生活習慣の基礎、社会性の芽生えなど、生涯にわたる人格形成の基礎が培われるよう、すべての子どもが生まれ育った環境に左右されることなく質の高い教育・保育が確保されるよう取り組みます。

また、保護者の多様な働き方に対応するため「地域子ども・子育て支援事業」をはじめ、さまざまな子育て支援サービスの充実を図ります。

２．安心して子どもを生み育てることができる環境の充実

共働き世帯やひとり親世帯、配慮を必要とする家庭が安心して子育てができる環境づくりに努めます。

また、個々の状況に合わせた相談ができる体制を整え、子育ての心理的・身体的負担や経済的負担などさまざまな負担の軽減が図れるよう努めます。

子どもの権利が尊重・保障され、誰もが夢や希望をもち心身ともに健やかに育つことができるよう切れ目のない支援を図っていきます。

３．社会全体で子どもの成長を見守る支援の充実

仕事と家庭のバランスに配慮した柔軟な働き方ができることにより子育てに喜びを感じながら仕事が続けられるよう社会全体の運動として啓発し、子どもを生み育てやすい仕組みづくりを進めます。

また、子どもたちが安全安心に過ごすことができるよう関係機関と連携を図りながら環境の整備に取り組みます。

３－３．施策の体系

基本理念	基本目標	基本方針	基本施策
育つよろこび 育てるしあわせ 豊かな自然に笑顔あふれるまち	質の高い教育・保育、子育て支援の充実	（1）幼児教育・保育の環境の充実	①教育・保育の提供体制の確保 ②幼児教育・保育サービスの充実
		（2）子育て家庭への支援体制の充実	①子育て支援サービスの充実 ②子どもの居場所づくり ③子育て家庭への経済的支援
	安心して子どもを生み育てることがきる環境の充実	（3）支援が必要な子ども・家庭への支援	①児童虐待防止対策の充実 ②ひとり親家庭への自立支援の推進 ③障害児支援の充実
	社会全体で子どもの成長を見守る支援の充実	（4）親と子の健康支援の充実	①妊娠期から子育て期にわたる切れ目ない支援の実施 ②食育の推進 ③歯科保健対策の充実 ④小児医療の確保とかかりつけ医の推進
		（5）地域・社会における子育て支援	①ワーク・ライフ・バランスの推進 ②子どもの交通安全を確保するための活動の推進

第４章　子ども・子育て支援施策の展開

４－１．新制度の事業体系

（１）新制度の事業体系について

「子ども・子育て支援新制度」（以下「新制度」）は、平成24年8月に成立した「子ども・子育て関連３法」に基づき創設され、平成27年4月より全国一斉にスタートしました。この新制度は以下の内容を主なポイントとしています。

「質の高い幼児期の学校教育、保育の総合的な提供」

〇幼稚園と保育園の機能を併せ持つ「認定こども園」の普及を図る

「保育の量的な拡大・確保」と「教育・保育の質的改善」

〇地域のニーズを踏まえ、幼稚園や保育園、認定こども園、小規模保育等を計画的に整備し、待機児童の解消や、多様な教育・保育の充実を図る

〇幼稚園や保育園、認定こども園等の職員１人が担当する子どもの数の改善や処遇改善により質の高い人材を確保し、教育・保育の質の向上を図る

「地域の子ども・子育て支援の充実」

〇地域のニーズに応じ、子ども・子育てに関するさまざまなニーズに応えられるように、子ども・子育て支援（利用者支援、地域子育て支援拠点、放課後児童健全育成事業、一時預かり事業など）の充実を図る

この新制度においては、幼稚園や保育園、認定こども園等が実施する子育て支援に要する費用を市が施設等に対し給付費として支給します。これは、「子どものための教育・保育給付事業」といい、「施設型給付」と「地域型保育給付」に分かれます。

令和元年５月には、子ども・子育て支援法の一部が改正され、幼稚園（未移行）、特別支援学校、認可外保育施設等の施設利用に要する費用を給付する「子育てのための施設等利用給付事業」が加わりました。この施設等利用給付事業においては、幼稚園（未移行）、特別支援学校、認可外保育施設等の「特定子ども・子育て支援施設等」に対する運営状況等の情報を県より提供を受けるなどし、確認や公示を迅速に行うとともに、当該施設等や利用保護者に対し利用料の給付を円滑に実施していきます。

また、「子ども・子育て支援法」においては、地域の子ども・子育て家庭の実情やニーズに応じ、「地域子ども・子育て支援事業」（13 事業）を実施することが定められています。

子ども・子育て支援給付

子どものための教育・保育給付事業

①施設型給付
（給付対象：特定教育・保育施設）
- 幼稚園
- 認定こども園
- 保育園（定員 20 人以上）

②地域型保育給付
（給付対象：特定地域型保育事業者）
- 小規模保育（定員 6～19 人）
- 家庭的保育（定員１～５人）
- 居宅訪問型保育
- 事業所内保育

子育てのための施設等利用給付事業

①施設等利用給付
（給付対象：特定子ども・子育て支援施設等）
- 幼稚園（未移行※）
- 特別支援学校の幼稚部
- 認可外保育施設
- 預かり保育事業
- 一時預かり事業
- 病児保育事業
- 子育て援助活動支援事業
（ファミリー・サポート・センター事業）

※幼稚園（未移行）　新制度施行前に施設型給付の対象となる教育・保育施設として確認を受けない旨の申し出を市町村に行った私立幼稚園

地域子ども・子育て支援事業

①利用者支援事業
②地域子育て支援拠点事業
③妊婦健康診査事業
④乳児家庭全戸訪問事業
⑤養育支援訪問事業
⑥子育て短期支援事業
（ショートステイ、トワライトステイ）
⑦子育て援助活動支援事業
（ファミリー・サポート・センター事業）
⑧一時預かり事業
（幼稚園における在園児対象）
その他の一時預かり
⑨延長保育事業
⑩病児保育事業
⑪放課後児童健全育成事業
⑫実費徴収に係る補足給付を行う事業
⑬多様な事業者の参入促進・能力活用事業

（２）保育の必要性の認定について

子ども・子育て支援法では、保護者の申請を受けた市町村が客観的基準に基づき、保育の必要性を認定します。その認定に応じて施設や事業などの利用先が異なります。

① 支給認定区分

認定は次の１～３号、施設等利用給付１～３号の区分で行われます。

	認定	認定区分	対象者	保育の必要量	保育の必要性	対象施設		
						認定こども園	幼稚園	保育園
教育・保育給付	教育認定	１号認定	満３歳以上就学前の子ども	教育標準時間	なし	○	○	
	保育認定	２号認定		保育短時間 保育標準時間	あり	○		○
		３号認定	満３歳未満就学前の子ども			○		○

	認定区分	対象者	保育の必要性	対象施設
施設等利用給付	施設等利用給付１号認定	満３歳以上の就学前の子どもであって、施設等利用給付２号・施設等利用給付３号認定子ども以外のもの	なし	幼稚園（未移行）、特別支援学校等
	施設等利用給付２号認定	満３歳に達する日以後最初の３月31日を経過した就学前の子どもであって、保護者の就労や疾病などにより、家庭での保育が困難であるもの	あり	認可外保育施設、預かり保育事業、一時預かり事業、病児保育事業、ファミリー・サポート・センター事業等
	施設等利用給付３号認定	満３歳に達する日以後最初の３月31日までの間にある就学前の子どもであって、保護者の就労や疾病などにより、家庭での保育が困難な子どものうち、市町村民税非課税世帯であるもの		

② 保育を必要とする事由

保育の必要性の認定（２号認定、３号認定、施設等利用給付２号認定、施設等利用給付３号認定を受ける子ども）にあたっては、保護者のいずれもが、以下のいずれかの事由に該当することが必要となります。

事　由	月 48 時間以上就労
	妊娠、出産
	疾病、負傷、障害
	親族の介護、看護
	災害復旧
	求職活動
	就学（職業訓練校等における職業訓練含む）
	虐待やＤＶのおそれがある
	育児休業取得時に、すでに保育を利用している子どもがいて継続利用が必要
	満１歳までの子どもの育児中

③ 保育の必要量

保育を必要とする事由や保護者の就労状況に応じ、次のいずれかに区分されます。

保育の必要量	利用時間	事由	
		就労・就学 親族の介護・看護	そのほか
保育標準時間	最大 11 時間	月 120 時間以上 （フルタイムを想定）	・出産前後 ・保護者の疾病、負傷、障害 ・虐待やＤＶ　など
保育短時間	最大８時間	月 48 時間～120 時間未満 （パートタイムを想定）	・育児休業、下の子の育児中 ・求職活動　など

４－２．提供区域

子ども・子育て支援法では、子ども・子育て支援事業計画の策定にあたり、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業を提供する区域を定め、当該区域ごとに「量の見込み」（需要）や「確保の内容」（供給）を定めることとしています。

（１）教育・保育の提供区域

国から示された教育・保育提供区域の考え方は、以下のとおりです。

①地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、現在の教育・保育の利用状況、教育・保育を提供するための施設の整備状況その他の条件を総合的に勘案し、地域型保育事業の認可の際に行われる需給調整の判断基準となることを踏まえ、小学校区単位、中学校区単位、行政区単位等、地域の実情に応じて、保護者や子どもが居宅より容易に移動することが可能な区域を設定すること

②実態に応じて認定区分ごと、又は地域子ども・子育て支援事業ごとに設定することができるが、地域子ども・子育て支援事業と共通の区域設定とすることを基本とすること

認定区分	区域	区域の考え方
１号認定 （３歳以上、教育標準時間認定）	全市	教育・保育施設については、全市において需給バランスがとれていること、居住地や勤務地近くの施設が選べる自由度を考え、市全体を１区域として設定します。 また、幼稚園については、市内１園のみのため、学区を設けず市全体を１区域として設定します。
２号認定 （３歳以上、保育認定）		
３号認定 （３歳未満、保育認定）		

（２）地域子ども・子育て支援事業の提供区域

地域子ども・子育て支援事業の区域設定については、教育・保育と同様の考え方で設定していますが、放課後児童健全育成事業については各小学校単位で事業を実施しているため、区域設定は小学校区としています。

事業名		区域	区域の考え方
1	利用者支援事業	全市	需給バランスの取りやすい市全体を１区域として設定します。
2	地域子育て支援拠点事業	全市	現在の地域子育て支援センターでの利用状況を踏まえ、市全体を１区域として設定します。
3	妊婦健康診査	全市	健診は県内の医療機関で受診可能であり、区域設定は事業の性質上なじまないため、市全体を１区域として設定します。
4	乳児家庭全戸訪問事業	全市	訪問型の事業であり、区域設定は事業の性質上なじまないため、市全体を１区域として設定します。
5	養育支援訪問事業	全市	各種機関との連携が必要な事業であるため、市全体を１区域として設定します。
6	子育て短期支援事業（ショートステイ）	全市	不定期な利用が想定される事業であり、現在、市内では実施施設がないため市全体を１区域として設定します。
7	子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）	全市	会員相互の援助活動支援事業であり、区域設定は事業の性質上なじまないため、市全体を１区域として設定します。
8	一時預かり事業	全市	幼稚園における在園児を対象とした一時預かりも含まれ、教育・保育の区域と関連が深いため、市全体を１区域として設定します。
9	延長保育事業	全市	通常保育を超えて保育を行う、教育・保育事業と連動した事業であるため、教育・保育の区域と同じ市全体を１区域として設定します。
10	病児保育事業	全市	不定期な利用が想定される事業であり、市内１箇所で事業を行っている現状を踏まえ市全体を１区域として設定します。
11	放課後児童健全育成事業	小学校区	小学校区ごとに事業を展開し、利用している現状を踏まえ区域設定も小学校区とします。
12	実費徴収に係る補足給付を行う事業	全市	教育・保育に必要な物品の購入に要する費用等の助成を行う事業であるため、市全体を１区域として設定します。
13	多様な事業者の参入促進・能力活用事業	全市	本市において事業実施の必要性を検討する必要があるが、事業の性質上、全市的な取組みとなります。

４－３．教育・保育の量の見込みと確保の内容

５年間の計画期間（令和２年度から令和６年度）における、「教育・保育の量の見込み」を定め、「量の見込み」に基づく「確保の内容」を定め、提供体制の確保策やその実施時期を事業計画で明確にし、各年度の進捗を管理していきます。

（1）幼稚園・認定こども園（教育）

幼稚園は学校教育法に基づく教育機関で、勝山市では満３歳に達した日以後の最初の４月１日から入園することができます。また、認定こども園（幼保連携型）は、認定こども園法に基づく教育・保育機関で、１号認定では満３歳に達した日の翌月から利用することができます。

子ども・子育て支援新制度では保護者の就労の有無に関わらず利用ができる１号認定（教育標準時間認定）となります。

ここでは、２号認定（満３歳以上、保育の必要性あり）のうち、学校教育の利用希望が強い子どもについても、幼稚園及び認定こども園（幼保連携型）を利用する想定をしています。

（単位：人）

	現状	推計									
年度	平成30年度	令和２年度		令和３年度		令和４年度		令和５年度		令和６年度	
認定区分		１号	２号（教育）	１号	２号（教育）	１号	２号（教育）	１号	２号（教育）	１号	２号（教育）
量の見込み	44	26	24	25	24	25	23	24	23	24	22
量の見込み計	－	50		49		48		47		46	
確保の内容	81	89		89		89		89		89	

【確保の内容】

勝山市では、現在、公立幼稚園１園及び私立の認定こども園（幼保連携型）７園にて教育の提供を行っています。この８園でニーズ量を満たす定員があるため現状の体制のままとします。

（2）保育園・認定こども園（保育）

保護者の就労や病気などで、家庭で子どもを保育することができない場合に、保護者に代わって保育をする施設です。

子ども・子育て支援新制度では２号認定（満３歳以上、保育の必要性あり）と３号認定（満３歳未満、保育の必要性あり）に区分され、３号認定はさらに０歳児と１・２歳児に分けて量の見込みを算出しています。

（単位：人）

	現状			推計					
年度	平成 30 年度			令和２年度			令和３年度		
認定区分	２号	３号		２号	３号		２号	３号	
	保育	０歳	１・２歳	保育	０歳	１・２歳	保育	０歳	１・２歳
量の見込み	425	78	272	411	83	226	402	81	221
量の見込み計	－			720			704		
確保の内容	765			755			755		

	推計								
年度	令和４年度			令和５年度			令和６年度		
認定区分	２号	３号		２号	３号		２号	３号	
	保育	０歳	１・２歳	保育	０歳	１・２歳	保育	０歳	１・２歳
量の見込み	393	79	215	383	77	210	374	74	204
量の見込み計	687			670			652		
確保の内容	755			755			755		

【確保の内容】

公私立の保育園、認定こども園の計 11 園にて充足できる人数であるため施設については現状維持としますが、保育園から認定こども園の移行については、各施設の意向を踏まえ支援していきます。

（3）教育・保育合計

（単位：人）

年度		令和２年度					令和３年度				
認定区分		１号	２号		３号		１号	２号		３号	
			教育	保育	０歳	1･2 歳		教育	保育	０歳	1･2 歳
①量の見込み		26	24	411	83	226	25	24	402	81	221
②確保の内容	教育・保育施設	89		418	88	249	89		418	88	249
	地域型保育事業	－		－	0	0	－		－	0	0
②　－　①		39		7	5	23	40		16	7	28

年度		令和４年度					令和５年度				
認定区分		１号	２号		３号		１号	２号		３号	
			教育	保育	０歳	1･2 歳		教育	保育	０歳	1･2 歳
①量の見込み		25	23	393	79	215	24	23	383	77	210
②確保の内容	教育・保育施設	89		418	88	249	89		418	88	249
	地域型保育事業	－		－	0	0	－		－	0	0
②　－　①		41		25	9	34	42		35	11	39

年度		令和６年度				
認定区分		１号	２号		３号	
			教育	保育	０歳	1･2 歳
①量の見込み		24	22	374	74	204
②確保の内容	教育・保育施設	89		418	88	249
	地域型保育事業	－		－	0	0
②　－　①		43		44	14	45

【確保の内容】

幼稚園１園及び保育園、認定こども園 11 園の定員と量の見込みの合計を比較するといずれの年度も充足できる結果となっています。教育・保育施設については、新たに整備する必要はなく、現状にて対応が可能となっています。

地域型保育事業（満３歳未満児対象）について、勝山市では現在対象となる施設等はなく、保育園等にてニーズ量を十分に確保できるものと考えます。

また、より幅広いニーズに対応するため、国・県から提供される認定こども園の情報を的確に把握し、認定こども園への移行を推進していきます。なお、既存の施設が認定こども園へ移行する場合には、必要に応じて事業計画を見直す等、地域にとって効果的な教育・保育施設の環境整備を図ります。

（4）産後の休業及び育児休業後における特定教育・保育施設、又は特定地域型保育事業の円滑な利用の確保について

小学校就学前の子どもの保護者が、産前・産後休業、育児休業明けに希望に応じて円滑に特定教育・保育施設、又は特定地域型保育事業を利用できるよう、産前・産後休業、育児休業期間中の保護者に対する情報提供や相談支援を行います。

特に、０歳児の子どもの保護者が、育児休業満了時（原則１歳到達時）から特定教育・保育施設、又は特定地域型保育事業を利用できるよう、これからも継続して実施します。

また、休業開始前既に事業を利用していた子どもについては、入所児童の環境の変化に留意する必要がある場合や発達上環境の変化が好ましくないと判断される場合等には、継続して利用できる取扱いとします。

４－４．地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保の内容

５年間の計画期間（令和２年度から令和６年度）における、「地域子ども・子育て支援事業」の量の見込みに基づく「確保の内容」を定め、提供体制の確保策やその実施時期を事業計画で明確にし、各年度の進捗管理をしていきます。

（1）利用者支援事業

利用者支援事業は、教育・保育施設や地域の子育て支援の事業等の利用について情報の収集と提供を行うとともに、子ども、又は保護者の相談に応じ、必要な情報の提供や助言、関係機関との連絡調整を行う事業です。

	現状	推計				
	平成 30 年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度
量の見込み	１箇所	１箇所	１箇所	１箇所	１箇所	１箇所
確保方策	１箇所	１箇所	１箇所	１箇所	１箇所	１箇所

【確保の内容】

現在、福祉健康センター「すこやか」において「子育て相談室」及び「子育て世代包括支援センター」を設置しており、今後、子育て支援事業の円滑な利用をサポートする利用者支援専門職員の配置を目指します。

（2）地域子育て支援拠点事業

地域子育て支援拠点事業は、公共施設や保育園等の地域の身近な場所で、子育て中の親子の交流・育児相談等を行う事業で、勝山市では市民交流センター内に子育て支援センターを設置し、子育て相談や子育てサークル活動の場の提供や講習会などを実施しています。

（※人数は延べ人数）

	現状	推計				
	平成 30 年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度
量の見込み	2,734 人	2,515 人	2,459 人	2,397 人	2,339 人	2,277 人
確保方策	１箇所	１箇所	１箇所	１箇所	１箇所	１箇所

【確保の内容】

現在、子育て支援センターは、量の見込みを受入れるだけの体制は十分に整っているため、現状を維持する中でさまざまなサービスを提供していきます。

（3）妊婦健康診査

妊婦健康診査は、妊婦の健康の保持増進を図り、安全、安心な妊娠、出産に資するために適切な健診を行う事業です。市では妊婦の健康管理を目的とした健診を県内の医療機関に委託して実施しており、14 回まで公費による助成を行っています。出生の届出や母子健康手帳の発行件数等を勘案して、適切な目標事業量を設定していきます。

（※人数は実人数）

	現状	推計				
	平成 30 年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度
量の見込み	195 人 (1,354 回)	195 人 (1,354 回)	191 人 (1,326 回)	185 人 (1,284 回)	180 人 (1,249 回)	174 人 (1,208 回)
確保方策	実施場所：県内の病院等に委託 検査項目：国の基準 実施時期：随時					

【確保の内容】

市では県医師会に加盟する病院、医院、診療所等や助産所に委託し利用者がいつでも適切に受診できるよう実施していきます。

（4）乳児家庭全戸訪問事業

乳児家庭全戸訪問事業は、生後４か月までの乳児がいるすべての家庭を訪問し、子育て支援情報の提供や養育環境等の把握を行い、必要なサービスにつなげる事業です。出生数等を勘案して、計画期間内の目標事業量を定めます。

市では保健師や保健推進員が訪問を行っています。

（単位：人［実人数］）

	現状	推計				
	平成 30 年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度
量の見込み	114	130	127	123	120	116
確保方策	実施体制：93 人 実施機関：勝山市、保健推進員協議会					

【確保の内容】

保健師及び保健推進員により、生後４か月以内の訪問率 95%を目指します。

（5）養育支援訪問事業

養育支援訪問事業は、子育てに対して不安や孤立感等を抱える家庭等で養育支援が必要な家庭を対象に、保護者の育児、家事等の能力を向上させるため、相談や育児・家事支援を行う事業です。

（単位：人［実人数］）

	現状	推計				
	平成 30 年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度
量の見込み	0	0	0	0	0	0
確保方策	乳児家庭全戸訪問と同時に確認					

【確保の内容】

勝山市では、「養育支援訪問事業」としては実施していませんが、乳児家庭全戸訪問の際に支援が必要と判断された場合には、養育支援訪問事業と同内容の支援を実施しています。

また、関係機関が適切な支援のために必要な情報の交換を行い、要支援児童、特定妊婦を早期発見し、迅速な対応等が図れるよう機能強化を行います。

（6）子育て短期支援事業（ショートステイ、トワイライトステイ）

子育て支援短期支援事業は、保護者の疾病や仕事等により、児童の養育が一時的に困難になった場合等に児童養護施設などで一時的に児童を預かる事業です。

（単位：人［延べ人数］）

	現状	推計				
	平成 30 年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度
①量の見込み	4	2	2	2	2	2
ショートステイ	0	2	2	2	2	2
トワイライトステイ	4	0	0	0	0	0
②確保方策 偕生慈童苑（大野市）	4	2	2	2	2	2
ショートステイ	0	2	2	2	2	2
トワイライトステイ	4	0	0	0	0	0
②－①	0	0	0	0	0	0

【確保の内容】

勝山市にはショートステイ及びトワイライトステイの受入れ可能施設がないため、利用希望があった場合は児童養護施設「偕生慈童苑」（所在地：大野市）に委託し受入れを行っています。

今後の量の見込みについても、新たに施設を整備し事業展開していくだけのニーズ量がないため、これまでと同様に、偕生慈童苑に委託する体制を維持しながら、新たな利用希望があった場合は、他施設の利用にも対応していきます。

（7）子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）

ファミリー・サポート・センター事業は、育児の援助を受けたい方と、育児の援助を行いたい方が会員となり、仕事と育児の両立できる環境等を整備し、地域の中で子どもたちが健やかに育っていけるよう、会員組織による地域の助けあい活動をする制度です。

（単位：人［延べ人数］）

	現状	推計				
	平成 30 年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度
①量の見込み	0	0	0	0	0	0
②確保方策	0	0	0	0	0	0
②－①	0	0	0	0	0	0

【確保の内容】

勝山市では未実施の事業ですが、ニーズがないことから確保方策は必要ないと考えますが、今後、ニーズが出てきた場合には、実施することが可能かどうかの判断を含めて検討していきます。

（8）一時預かり事業

一時預かり事業は幼稚園及び認定こども園（１号認定）における在園児を対象とした預かり保育事業と保護者が疾病、出産及び親族の看護、その他育児疲れなどでリフレッシュしたいときなど家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、保育園やその他の場所において、一時的に預かる事業です。

（単位：人［延べ人数］）

		現状	推計				
		平成 30 年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度
①量の見込み	在園児対象	9,970	12,160	11,960	11,670	11,470	11,180
	在園児以外	679	609	596	581	566	551
②確保方策	在園児対象	9,970	12,160	11,960	11,670	11,470	11,180
	在園児以外	8,120	8,120	8,120	8,120	8,120	8,120
②－①		7,441	7,511	7,524	7,539	7,554	7,569

【確保の内容】

幼稚園及び認定こども園（１号認定）の在園児対象の預かり保育について勝山市では、利用者全員が利用していますので、今後も事業を継続していきます。

それ以外の一時預かりについても、保育園及び認定こども園の受入れ体制には余裕が有りニーズ量をカバーできるため、この体制を確保しながら事業を継続していきます。

なお、一時的な保育や送迎サービスを行う「子育て生活応援隊事業」も活用しながらより幅広いニーズに対応していきます。

（9）延長保育事業

保護者の就労形態の多様化や広域化等に伴い、通常の保育利用時間を超えて保育を必要とする世帯に対し、保育園や認定こども園が在園児をお預かりする事業です。

（※人数は実人数）

		現状	推計				
		平成 30 年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度
①量の見込み		178 人	153 人	150 人	146 人	142 人	139 人
②確保方策	人数	178 人	153 人	150 人	146 人	142 人	139 人
	箇所数	８箇所	９箇所	９箇所	９箇所	９箇所	９箇所
②－①		0	0	0	0	0	0

【確保の内容】

市内のすべての私立保育園及び認定こども園で延長保育事業を実施しています。

今後も同様に希望者に対し延長保育事業を行いますが、保育時間帯のニーズを把握し、適正な目標事業量を設定していきます。

（10）病児保育事業

病児保育事業は、病気、又は病気回復期にあるため集団保育が困難かつ保護者の事情により家庭で保育できない児童を医療機関等に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育等を実施する事業です。

（単位：人［延べ人数］）

	現状	推計				
	平成 30 年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度
①量の見込み	596	582	569	555	541	527
②確保方策	596	582	569	555	541	527
②－①	0	0	0	0	0	0

【確保の内容】

市内では現在、「ひかり病児保育園」において病児・病後児保育事業を実施しています。近年、保護者のニーズが拡大する傾向にありますが、今後についても現在の体制でニーズ量をカバーできる見込みであるため、事業を継続していきます。

また、保護者の就労などの生活圏域に応じて、市外の施設を相互に利用することができる広域利用についても他市と連携をとりながら進めていきます。

（11）放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）

放課後児童クラブは学童保育ともよばれるもので、保護者の就労等により昼間保護者が家庭にいない小学生に対し、放課後や長期休業中に生活の場を提供し、保護者に代わって保育を行う事業です。

（※人数は実人数）

		現状	推計				
		平成 30 年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度
①量の見込み	低学年	401 人	404 人	387 人	376 人	366 人	377 人
	高学年	209 人	216 人	210 人	206 人	201 人	192 人
②確保方策		９箇所	９箇所	９箇所	９箇所	９箇所	９箇所
		610 人	620 人	597 人	582 人	567 人	569 人
②－①		０人	０人	０人	０人	０人	０人

【確保の内容】

市では小学校区ごとに放課後児童クラブを設置して留守家庭児童の対応を行っています。小学１年生から６年生までの全学年を対象として受入れを行っており、今後も９施設の現体制を維持しながら事業を推進していきます。

（12）実費徴収に係る補足給付を行う事業

保護者の世帯所得の状況等を勘案して、幼稚園、保育園、認定こども園等に対して保護者が支払うべき食事の提供に要する費用、日用品、文房具、その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用及び行事への参加に要する費用等を助成する事業です。

【確保の内容】

国の動向に応じ助成を実施していきます。

（13）多様な事業者の参入促進・能力活用事業

子ども・子育て支援新制度の円滑な施行のために、多様な事業者の能力を活用しながら、保育園、小規模保育などの設置を促進していく事業ですが、勝山市では待機児童がなく保育施設も充足していることから基本的に事業に取組む予定はありません。国の動向に注視しながら今後の対応を検討していきます。

第５章　子ども・子育て支援関連施策の推進

５－１．幼児教育・保育環境の充実

（１）幼児教育・保育サービスの充実

≪現状と課題≫

平成 27 年度における教育・保育施設は、幼稚園２園（公立）、保育園 11 園（公立２園、私立９園）でした。その後、平成 28 年度から令和元年度にかけて、私立保育園のうち７園が幼児教育と保育を一体的に実施する「幼保連携型認定こども園」に移行しました。また、幼稚園においては平成 30 年度に既存の２園が再編統合し１園になりました。これで令和元年度における教育・保育施設は幼稚園１園（公立）、保育園４園（公立２園、私立２園）、認定こども園７園（私立）となっています。

これまで待機児童はありませんが、今後も幼児教育・保育事業の方向性や出生数の動向を見極めながら、幼稚園や保育園、認定こども園の定員の適正化及び認定こども園への移行を推進します。

保育園、認定こども園で実施している保育サービスの内容としては、心身に障害のある乳幼児を預かる「障害児保育事業」はすべての園で対応しています。また、日曜・祝日等に子どもを預かる「休日保育事業」（夜間保育を除く）は、認定こども園１園で行われています。今後も保護者の就労形態の多様化等に合わせた保育サービスを提供していきます。

保護者の居住地以外における保育園等の利用に関しては、保護者の就労先や里帰り出産等による入所ができるよう、他市町村との広域入所の連携をさらに強化推進します。

保育園等の整備に関しては、耐震工事の完了も含めて適切に実施されていますが、今後も社会福祉法人が設置している保育園等の施設整備等に対し、その経費の一部を助成することで保育環境の充実を図っていきます。

「幼児教育・保育支援事業」では、集団で特別な配慮を要する乳幼児に関わる保育士等の資質向上を図るため、スーパーバイザー及び専門機関アドバイザー、保育カウンセラーが各種研修会の機会を通じて保育士等へ助言・指導を行っていきます。

また、勝山市では子育て関連情報を掲載した冊子「子育てガイドブック」を作成し、子育て家庭へ配布しているほか、勝山市公式ホームページでも随時情報を提供しています。このほか、各園で園だよりや給食だよりを発行する等、保護者への情報提供に努めています。

近年の国際化の進展に加え、中小・小規模事業者をはじめとした深刻化する人手不足に対応するため、一定の専門性・技能を有し即戦力となる外国人を受け入れる「新たな外国人材受入れ制度」が平成 31 年４月からスタートしたことなどにより、外国人を含む家庭の増加と滞在の長期化が見込まれています。生活習慣や養育感の違いなど、さまざまな問題が子どもたちを取り巻いており、多文化共生の子育て支援が必要になってきます。

【保育園等の状況】

平成 31 年４月１日現在の施設は 12 箇所です。出生数の推移から、今後も定員の減少が見込まれます。

幼稚園・認定こども園（1 号）

■ 幼稚園・認定こども園の定員の推移　（単位：人）

年　度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
幼稚園（公立）	210	210	210	60	60
認定こども園（私立）	－	－	6	11	21
計	210	210	216	71	81

■ 幼稚園・認定こども園の入園率の推移　（各年度４月１日現在）

年　度		平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
就学前児童数（人）		542	535	514	495	485
入園児童数（人）	幼稚園	59	56	48	38	31
	認定こども園	－	－	4	5	10
	計	59	56	52	43	41
入園率（%）		10.9	10.5	10.1	8.7	8.5

保育園・認定こども園（２号・３号）

■ 保育園・認定こども園の定員の推移　（単位：人）

年　度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
保育園（公立）	120	60	60	60	60
保育園・認定こども園（私立）	700	760	760	705	705
計	820	820	820	765	765

■ 保育園・認定こども園の入園率の推移　（各年度４月１日現在）

年　度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
就学前児童数（人）	1,021	1,007	971	963	926
入園児童数（人）	765	753	742	738	737
入園率（%）	74.9	74.8	76.4	76.6	79.6

平成 30 年度の入園率は、就学前児童全体の約８割となっています。

【保育サービスの利用状況】

■ 保育サービス等の利用状況

保育サービス項目	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
休日保育事業	107 人	22 人	26 人	36 人	49 人
障害児保育事業（実施園数）	１箇所	３箇所	２箇所	２箇所	１箇所
ふれあい保育推進事業（実施園数）	７箇所	８箇所	８箇所	９箇所	９箇所
他市町村との広域入所提携（受託）	８箇所 19 人	５箇所 12 人	８箇所 13 人	７箇所 17 人	９箇所 19 人
他市町村との広域入所提携（委託）	５箇所 10 人	10 箇所 14 人	８箇所 14 人	７箇所 13 人	６箇所 ７人

※ 休日保育事業における人数は年間延べ利用児童数

【保育サービスの実施状況】

■ 令和元年度における幼稚園・保育園・認定こども園でのサービスの実施状況

施設名	種別	定員		サービスの実施内容						
				開所時間	延長保育 18:00～19:00	休日保育	障害児保育	一時預かり		育児相談
		１号	２･３号					幼稚園型 14:30～16:30	一般型 8:30～16:30	
成器南幼稚園	公	40	－	8:30～14:30			●	●		●
中央こども園	私	6	80	7:00～18:00	●	●	●	●	●	●
ケイテーこども園	私	6	80	7:00～18:00	●		●	●	●	●
まつぶんこども園	私	6	90	7:00～18:00	●		●	●	●	●
しろきこども園	私	10	120	7:00～18:00	●		●	●	●	●
きたこども園	私	5	55	7:00～18:00	●		●	●	●	●
南こども園	私	6	90	7:00～18:00	●		●	●	●	●
上野こども園	私	10	60	7:00～18:00	●		●	●	●	●
鹿谷保育園	私	－	60	7:00～18:00	●		●		●	●
北郷わしのこ保育園	私	－	60	7:00～18:00	●		●			●
平泉寺保育園	公	－	30	7:30～18:30			●			●
野向保育園	公	－	30	7:30～18:30			●			●

●はサービスを実施している保育園等

≪取組みの方向性≫

①　保育園等におけるサービス及び広域入所の実施

保護者の多様な保育ニーズに応じた通常保育以外のサービスの充実を図ります。休日保育については就労形態の多様化により利用希望もあるため、事業を継続します。

また、保護者の就労先における保育園等の利用や里帰り出産に対応するため、他市町村と広域入所の連携を図ります。

②　幼児教育・保育の質の向上

幼稚園・保育園・認定こども園で行われている子どもの基本的な部分の育ちを支える幼児教育・保育（幼稚園教育要領「生きる力の基礎を培う」、保育所保育指針「豊かな人間性の育成」、幼保連携型認定こども園教育･保育要領「人格形成の基礎を培う」）の質を高めるため、保育士等が研修会に参加し資質の向上に努めるとともに、幼児教育・保育に関わる各機関との連携を深めていきます。

③　民間保育園等の施設整備への補助

子どもへの保育環境を充実させるために、社会福祉法人が設置している保育園等の施設整備に対し経費の一部を助成します。

④　幼児教育・保育サービスの情報の提供

幼児教育・保育サービスに関する情報を幅広く、またわかりやすく提供するために、勝山市の公式ホームページの更新や子育て支援ガイドブックの作成・配布に取り組んでいきます。

また、勝山市福祉健康センター「すこやか」や教育会館に保育園等で発行している園だより等を毎月掲示したり、定期的に保育参観を実施したりして、子どもたちの園での様子や施設の保育環境について周知を図っていきます。

⑤　地域資源の活用による幼児教育・保育

幼児教育・保育において、子どもたちが四季折々の自然に触れ、地域との交流を図ることにより、豊かな感性を身につけ、生まれ育った郷土に愛着と誇りを持ち、それらを自ら発信することができるよう幼児期から地域資源との関わりを持つ機会を設けます。

⑥　外国につながる幼児への支援・配慮

外国籍の子ども等や家庭に対し、実態や状況に応じて個別に支援を行う等により、幼稚園や保育園等において安心して過ごすことができるよう環境の整備を図っていきます。

⑦　幼稚園・保育園・認定こども園と小学校の連携

保・幼・小接続協議会の開催により幼稚園・保育園等における５歳児担任と小学１年生担当教諭との連携の強化を図るとともに、公開保育や授業参観を通じて互いの教育の理解を深めます。また、幼児教育推進委員会では幼稚園と保育園等との就学児交流や小学生との交流活動を計画し、幼稚園・保育園等から小学校へのスムーズな移行を推進していきます。

⑧　今後の幼稚園、保育園等のあり方の検討

児童数の減少に伴い、公立幼稚園や公私立保育園等の定員の見直しや認定こども園への移行について検討していきます。

≪主な事業≫

施策・事業名	実績（平成 30 年度）	目標（令和 2～6 年度）	関係機関等
休日保育事業	１箇所	１箇所	福祉・児童課
障害児保育事業	１箇所	必要に応じて実施	福祉・児童課
ふれあい保育推進事業	７箇所	必要に応じて実施	福祉・児童課
他市町村との広域入所提携　受託	９箇所 19 人	必要に応じて実施	福祉・児童課
他市町村との広域入所提携　委託	６箇所７人	必要に応じて実施	福祉・児童課
社会福祉法人が設置する保育所施設整備への補助	２園	必要に応じて実施	福祉・児童課
幼児教育・保育情報サービスの提供	幼稚園・保育園・認定こども園、病児保育園の園だよりの掲示	幼稚園・保育園・認定こども園、病児保育園の園だよりの掲示（３箇所）	福祉・児童課
子育てガイドブックの作成・配布	1,500 部作成、配布	ガイドブックの作成、配布	福祉・児童課
幼児教育・保育の質の向上	研修会の開催：４回 保育カウンセラーの派遣 延べ 228.5 時間	職員研修会の開催：４回 保育カウンセラーの派遣 全園２回以上 児童センター研修会　随時	福祉・児童課
認定こども園の推進	４箇所	国の動向及び各保育園の意向等により移行を推進	福祉・児童課
外国につながる幼児への支援・配慮	－	各種手続き、案内等の多言語化の推進	全庁
５歳児担任と小学１年生担当教諭との連携	保幼小接続協議会　情報交換の実施　年：２回 保幼小接続協議会　幼児教育と小学校教育の理解 幼稚園、保育園の参観	保幼小接続協議会　情報交換の実施　年：２回 小学校、幼稚園・保育園・認定こども園の参観：適宜実施	学校教育課
幼児と小学生の交流学習	体験入学：各小学校１回 小学校との交流活動１回以上	体験入学：１回 園・小学校との交流活動実施	学校教育課
幼児教育支援センターとの連携	新規	研修の参加や研修会の実施	学校教育課
幼稚園・保育園・認定こども園の交流	交流観劇：１回	交流観劇の実施	福祉・児童課
幼稚園、保育園、認定こども園、小学校との連携・接続	幼児教育推進委員会 園長部会・保育士部会の開催：各部会年４回 交流保育：適宜実施 公開保育：２園で実施	幼児教育推進委員会 園長部会・保育士部会の開催：適宜実施 交流保育：適宜実施 公開保育：適宜実施	福祉・児童課

５－２．子育て家庭への支援体制の充実

（1）子育て支援サービスの充実

≪現状と課題≫

主に幼稚園・保育園・認定こども園に入園していない乳幼児及び保護者を対象とした子育て支援サービスについては、現在、子育て支援センターを中心に事業を実施しています。

子育て支援センター「カンガルーのお部屋」では、育児不安等の子育てに関する相談支援、地域における子育て親子の交流の場の提供と交流の促進、市内幼稚園・保育園・認定こども園等の地域の子育て関連情報の提供、その他子育て支援に関する取組みを行っています。

平成 22 年９月より、平日に加えて月１回、土曜日に子育て支援センターを開所し、母親だけでなく、父親の参加も呼びかけていますが、父親の参加者数が伸び悩んでいることから、より参加しやすい子育て支援センターへの取組みが求められています。

また、子ども・子育てに関する専門的知識を有する講師による講座の開催や各園や公民館等で行う出前保育※も実施しています。

子育て支援センターのほかに幼稚園・保育園・認定こども園においても子育て相談や未就園の乳幼児の親子体験登園等を行うなど、地域における子どもの育ちや親の育ちを支援しています。

アンケート調査では、子育て支援センターにおける今後の利用希望者が未就園児の１割程度であることから、在宅保育の育児ストレスの軽減や社会との孤立感を解消するためにも、子育て支援センターの利用をより一層推進する必要があります。

※出前保育　子育て支援センターが幼稚園や保育園、認定こども園、公民館等に出向いて、体操やゲーム、絵本の読み聞かせ等の体験プログラムを用意し、利用者が友達や保護者と楽しく遊び交流する場を提供する事業

■ 子育て支援センターにおける父親の参加延べ人数の推移　（単位：人）

年　度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
参加者数	127	66	45

乳幼児及び小学３年生までの児童の保護者を対象とした子育て支援サービスとしては、子育て家庭の経済的負担と精神的負担を軽減することを目的として「子育て生活応援隊事業」を実施し、利用者の自宅での一時的な預かりや家事等の生活支援、保育園等への送迎サービス（徒歩のみ）を行っています。

■ 子育て生活応援隊事業延べ利用児童数の推移　（単位：人）

年　度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
一時預かり	333	417	116	3	5
家事支援	84	45	22	11	9
送迎	306	448	146	0	0
計	723	910	284	14	14

急病などで教育・保育施設で過ごすことができない急性期、又は病気回復期の児童を仕事や家族の都合で看病ができない親に代わり、看護師や専門の保育士がしっかりと見守る「病（後）児保育事業」を医療施設において行っています。

また、保護者の病気や仕事等の理由により、家庭において児童を一時的に養育することが困難な場合に「子育て短期支援事業」を実施しています。この事業では、短期間預かる「ショートステイ事業」（短期入所生活援助事業）や、夜間一時的に養育できない場合に預かる「トワイライトステイ事業」（夜間養護等事業）を児童養護施設等において行っています。

今後も、より多くの親子が支援を受けることができるように、取組み内容の周知や保護者が利用しやすい体制づくりが必要です。

≪取組みの方向性≫

① 子育て支援センターにおける事業の推進

子どもを安心して生み育てることのできる子育て支援の拠点として、また、子育て世代の親の交流の場として、子育て講座の開催や育児相談などの事業の推進と地域の子育て関連情報の提供に努めます。また、出前保育についても事業の継続、充実を図り、関係機関や子育て支援団体等との連携を強化します。

また、利用率を高めるため、市広報やホームページなどにより広く周知を図っていきます。

② 幼稚園・保育園・認定こども園における子育て支援活動の推進

各地域に密着した子育て支援サービスをより充実させるため、幼稚園・保育園・認定こども園において、子育て相談や未就園児の親子体験登園を継続して実施していきます。

③　一時預かり事業（一般型・幼稚園型）・延長保育事業の推進

保護者の就労の広域化や長時間化、職業の多様化に伴い、通常の教育・保育時間を超えて利用を希望する方が少なくありません。

また、里帰り出産や家庭内における看護や介護の事情などから、一時預かりを利用する傾向が継続しています。

教育・保育施設では、保護者のニーズに合わせたサービスが提供できるよう体制を整えます。

④　子育て生活応援隊事業の推進

小学３年生までの児童を養育する保護者に対して、子育て家庭の精神的負担等を軽減するため、利用者の自宅での一時的な預かりや家事等の生活支援、保育園等への送迎（徒歩のみ）など、きめ細やかなサービスと情報の提供に努めます。

⑤　病児保育事業の推進

就労の多様化・広域化、核家族化の進展、仕事と家庭の両立など、あらゆる社会的要因から、県内各市町において「病児保育事業」の重要性は高まっています。家庭や就労など、生活のニーズに応じて市内外の病児保育施設を利用できる仕組みがあることなどを含め、さまざまな機会を通して事業の周知を図るとともに、近隣市町との連携をさらに強化していきます。

⑥　子育て短期支援事業の継続

「ショートステイ事業」や「トワイライトステイ事業」の継続と情報の提供に努めます。

≪主な事業≫

施策・事業名	実績（平成 30 年度）	目標（令和 2～6 年度）	関係機関等
子育て支援センター	利用日：月～金 利用時間：9:30～15:30 育児相談：8:30～17:15 土曜日開催：月１回	事業の継続 随時：市広報、ホームページ等で広く周知を図る	福祉・児童課
出前保育 （子育て支援センター）	14 箇所	11 箇所	福祉・児童課
子育て支援センターでの相談支援	相談：150 件	随時	福祉・児童課
子育て相談（幼稚園）	各園年間 10 回	教育時間後の子育て相談：随時	学校教育課
子育て相談 （保育園・認定こども園）	随時	随時	福祉・児童課
未就園児への遊び場の提供	各園年間１４回	ちびっこ広場の開催：15 回	学校教育課
未就園児の親子体験登園	幼稚園・保育園・認定こども園 体験：全園 保育園、認定こども園 解放・見学：随時	随時	福祉・児童課
一時預かり（一般型）　【再掲】	延べ利用人数：679 人	事業の継続	福祉・児童課
一時預かり（幼稚園型）【再掲】	延べ利用人数：9,970 人	事業の継続	福祉・児童課
延長保育　【再掲】	延べ利用人数：178 人	事業の継続	福祉・児童課
子育て生活応援隊事業	延べ利用人数：14 人	事業の継続	福祉・児童課
病児保育事業（市内利用）	延べ利用人数：530 人	事業の継続	福祉・児童課
病児保育事業（広域利用）	延べ利用人数：66 人	事業の継続	福祉・児童課
ショートステイ事業　【再掲】	延べ利用人数：０人	随時	福祉・児童課
トワイライトステイ事業【再掲】	延べ利用人数：４人	随時	福祉・児童課

（2）子どもの居場所づくり

≪現状と課題≫

地域の児童が遊び、スポーツ、文化活動等を通して、健康で、豊かな情操を育むことを目的とした施設として児童センターを設けています。近年においては、平成 29 年度に北郷小学校内に北郷児童教室を開設、また、南児童センターの機能を成器南小学校内の成器南児童教室に移転統合し、児童の拠点施設は市内全域で９箇所となりました。そのうち４箇所が小学校内に設置されています。平日は児童センターの開館時間が午後のため、空き時間を利用して、地域の生涯学習活動を行ったり、保育園等の園児が活動するなどして施設を有効に活用しています。

今後、単独の施設が老朽化等により建物の更新が必要になった場合には、学校施設等の活用を検討していきます。

国は、共働き家庭等における「小１の壁」※や「待機児童」を解消するため、新たな受け皿の整備やすべての児童が放課後を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう、すべての小学校区で「放課後児童クラブ」と「放課後子ども教室」の両事業を一体的に実施することを目指した「新・放課後子ども総合プラン」を平成 30 年度に策定しました。

勝山市では、以前より、共働き家庭への支援と児童の健全育成を目的として、全小学校区において児童センターを設置し、利用を希望するすべての児童を受け入れているとともに、留守家庭児童を預かる「放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）」と地域のすべての児童を対象とした「放課後子ども教室推進事業」の両事業を活用し、子どもたちに適切な遊びの提供や学習、体験、交流を中心とした活動を実施しています。これらの事業の実施により、児童数が減少しているにもかかわらず、児童センターの利用者数は増加の傾向にあります。

現在、小学生全体の約５割が放課後に児童センターを利用している状況から、今後も子どもの居場所として重要な役割を担っていく必要があります。

※小１の壁　小学校入学後、ワーキングマザーが働き方の変更を強いられる問題

■ 児童センターの施設一覧

名　称	開設年度	場　所
鹿谷児童センター	平成 11 年度	鹿谷町本郷第 31 号 23 番地
荒土児童ホール	平成８年度	荒土町松田第８号３番地
遅羽児童館	平成 16 年度	遅羽町大袋第 48 号 55 番地
平泉寺児童館	平成 19 年度	平泉寺町平泉寺第 167 号 18 番地
野向児童館	平成 23 年度	野向町龍谷第 50 号 16 番地
成器南児童教室	平成 19 年度	成器南小学校内
成器西児童教室	平成 21 年度	成器西小学校内
村岡児童教室	平成 21 年度	村岡小学校内
北郷児童教室	平成 29 年度	北郷小学校内

■　児童センター利用者数の推移　　（単位：人［延べ人数］）

年　度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
利用者数	90,254	100,170	100,223	102,077	105,824

≪取組みの方向性≫

①　子どもの居場所づくり

地域、家庭、学校が一体となって、地域の児童が自主的に参加し、安全に遊び過ごすことができる居場所の確保を進めます。また、障害を持つ児童など、特別な配慮を必要とする児童の受け入れを継続していきます。

②　体験・交流活動の実施

国が推進する「新・放課後子ども総合プラン」に基づき、児童が放課後等を安全・安心に過ごし多様な体験活動を行うことができるよう、「放課後児童クラブ」と「放課後子ども教室」を一体的に行う取組みを継続し、高齢者や中・高校生等、地域の住民の協力を得ながら、スポーツ・文化活動等、さまざまな体験活動や交流活動を実施します。

③　児童センター職員の資質の向上

子どもの主体性を尊重し、子どもの健全育成を図るため、放課後児童支援員に関する研修会等に積極的に参加し、職員の資質向上を図っていきます。

④　施設運営の充実

保護者の就労形態の多様化や今後の住民ニーズの動向から児童センターの開館時間について検討を行うなど、より良い児童センターの運営を目指します。

≪主な事業≫

施策・事業名	実績（平成 30 年度）	目標（令和 2～6 年度）	関係機関等
職員の資質の向上	各種研修会への参加	各種研修会への参加推進	福祉・児童課
児童センター事業の周知	小学校入学説明会：９箇所で開催 児童センターだより：毎月発行	小学校入学説明会：９箇所で開催 児童センターだより：毎月発行	福祉・児童課

（3）子育て家庭への経済的支援

≪現状と課題≫

勝山市の子育て家庭への経済的支援として、児童手当の支給、子ども医療費の助成、中学生までの児童へのインフルエンザ予防接種の助成などに加え、第３子以降の出生児に対して 20 万円を支給する「すくすく育成奨励金制度」や各種子育て支援サービスの利用料無料化を継続して実施しています。

子ども医療費の助成制度については、平成 29 年４月診療分から、中学校修了までの一部自己負担を撤廃、また、平成 30 年４月診療分からは医療機関の窓口において医療費の支払いが不要になりました。

アンケート調査では、経済的支援策のうち、子ども医療費の助成や児童センターの利用料無料に対する満足度が非常に高くなっています。

また、安心して子どもを生み育てるための施策として、経済的支援の充実を求める声が多くあり、子育て家庭における経済的負担の軽減に関する取組みを充実させていく必要があります。

■ すくすく育成奨励金支給者数の推移　（単位：人）

年　度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
支給者数	34	21	35	27	45

≪取組みの方向性≫

① 子育て家庭への経済的支援制度の実施

子育て家庭における生活の安定に寄与するとともに、子どもの健全な育成を図るため、現在、行われている各種の経済的支援制度を継続するとともに、内容の拡充等を検討していきます。

② 多子世帯への経済的支援の拡充

第３子以降の出生児や子育て世帯に対し、「ふれあいの里・かつやまっ子」すくすく育成認定証を発行し、子育て支援サービスの利用料無料化を継続して実施するなど、負担が多い多子世帯へ向けた経済的支援の拡充を検討していきます。

≪主な事業≫

施策・事業名	実績（平成 30 年度）	目標（令和 2～6 年度）	関係機関等
児童手当の支給	受給者数：1,311 人 （平成３１年２月支給分）	対象者に支給	福祉・児童課
子ども医療費の助成	対象者数：2,550 人	対象者に助成 対象年齢の拡充の検討	福祉・児童課
保育料の軽減	・1 号認定満３歳以上、２号認定３歳児クラス以上、３号認定非課税世帯の無料化 ・国の保育料徴収基準の約５割に設定 ・２人同時入園（２人目半額） ・第３子以降無料 ・年収約 360 万未満相当世帯、ひとり親世帯等の負担軽減	保育料軽減策の充実	福祉・児童課
インフルエンザ予防接種費の助成	助成人数：1,393 人	希望者に実施	福祉・児童課
第３子以降への支援 「ふれあいの里・かつやまっ子」すくすく育成奨励金	新規認定（支給）者：45 人	対象者に支給	福祉・児童課
第３子以降への支援 「ふれあいの里・かつやまっ子」すくすく育成認定証 子育て支援サービスの利用料無料	利用者数（年間延べ） ・一時預かり事業　177 人 ・病児保育事業　162 人	対象者に実施	福祉・児童課

５－3．支援が必要な子ども・家庭への支援

（1）児童虐待防止対策の充実

≪現状と課題≫

勝山市の児童虐待相談件数は年間数十件となっています。相談内容について緊急度が高いと判断した場合は、県の児童相談所より指示を仰ぐなど迅速に対応しています。

近年、全国的に悲惨な虐待の事件が続いたことを受けて、養育者自身が、しつけを理由に体罰を加えることを禁止することや、児童相談所の介入機能を強化し、子どもの安全確保を図ることなどとする「児童虐待の防止等に関する法律」「児童福祉法」の一部が令和元年度に改正され、一部は令和２年度より施行されます。

この改正に伴い、体罰や暴力が子どもに及ぼす悪影響や体罰によらない子育てに関する理解が社会で広まるよう普及啓発を行うとともに、子どもを自宅や車内に放置するネグレクト行為の禁止等について周知していく必要があります。

虐待をはじめとする各種相談については、体制強化された県総合福祉相談所との連携をさらに強化し、子どもの安全確保など支援措置に取り組んでいきます。また、要保護児童対策地域協議会・児童虐待防止ネットワーク会議を随時開催し、関係機関との情報を共有し、地域における連携の強化も図っていきます。

今後も、身近な相談者である民生委員・児童委員や保育園、認定こども園等の協力を得ながら、また、関係部局と緊密に連携を図る等して児童虐待の発生予防・早期発見に努めていくことが重要です。

■　児童虐待内容別の相談件数の推移　（単位：件）

年　度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
身体的虐待	5	23	3	36	18
ネグレクト※	0	0	0	0	0
性的虐待	0	0	0	0	0
心理的虐待	2	2	27	0	4
上記のうちDVによるもの	0	0	0	0	0
計	7	25	30	36	22

※子どもの生活の面倒を満足に見なかったり、子どもの育児をせず放置しておくこと。

≪取組みの方向性≫

① 児童虐待防止ネットワークの活動の推進

勝山市要保護児童対策地域協議会・児童虐待防止ネットワーク会議については、児童全般にわたる相談活動に対応できるよう、ケース検討会の充実を図るとともに、児童虐待防止のためのキャンペーンなどの啓発活動を実施します。

② 相談支援体制の強化

子育て相談室では子育てをするうえで抱えるさまざまな問題についての相談・指導体制等を充実させ、子どもたちの健全な育成を図ります。

③ 被虐待児のケア

傷ついた子どもへの心理的ケアやカウンセリングについては、県総合福祉相談所をはじめ各専門機関、医療機関を紹介し、適切に対応します。

④ 体罰禁止に関する周知及び普及啓発

体罰や暴力が子どもに及ぼす悪影響や体罰によらない子育てについて、理解を深めてもらうため普及啓発活動を実施します。

≪主な事業≫

施策・事業名	実績（平成 30 年度）	目標（令和 2～6 年度）	関係機関等
要保護児童対策地域協議会・児童虐待防止ネットワーク会議の充実	代表者会議：年２回 実務者会議：年２回 ケース別検討会：21 回	代表者会議：年２回 実務者会議：年２回 ケース別検討会：適宜実施	福祉・児童課
夜間、緊急時の連絡体制の充実	－	児童相談所全国共通ダイヤル「189」の利用啓発の実施	福祉・児童課
児童虐待防止キャンペーンの実施	市広報による周知：２回 ポスター、リーフレットの配布	市広報による周知：２回 ポスター、リーフレットの配布	福祉・児童課
体罰禁止に関する周知及び普及啓発の実施	－	ポスター、リーフレットの配布 市広報、ホームページでの周知	福祉・児童課
被虐待児の支援	県総合福祉相談所や各関係機関との連携強化	県総合福祉相談所や各関係機関との連携強化	福祉・児童課

（2）ひとり親家庭への自立支援の推進

≪現状と課題≫

勝山市におけるひとり親家庭は、過去５年間において 180 世帯前後で推移しています。

近年、経済的に厳しい状況におかれたひとり親家庭が増加し、子どもの貧困が問題となっています。特に母子世帯においては、就労形態が非正規雇用であったり、離婚後の養育費が未払いとなるなど、さまざまな理由から経済的に苦しい状況に陥っているケースがあります。この家庭の状況が子どもを進学させることができないことや塾に通わせることができないといった学力の格差を生み、さらには所得の格差へとつながる可能性があり、子どもの将来に大きな影響を与えかねません。

この親から子どもへの貧困の連鎖を断ち切るためには、悩みを相談しやすい体制を整え、ひとり親家庭が、精神的・経済的に自立した生活が営めるよう、きめ細やかなサービスの提供を行っていくとともに、手厚い経済的支援や働きやすい環境を整えることが必要です。

経済的支援として、ひとり親家庭等を対象とした児童扶養手当制度、医療費の一部負担金の助成制度、小中学生の修学旅行扶助費などの一時金の支給、母子父子寡婦家庭を対象とした福祉資金貸付制度などを行っています。令和元年度からは、高校生を対象にした通学定期代の一部を助成する事業をはじめました。

また、母子・父子自立支援員による自立支援のための各種相談を実施し、高等職業訓練促進給付金、自立支援教育訓練給付金の活用によりひとり親家庭の自立を図っています。

■　ひとり親家庭数の推移（各年 10 月 1 日現在）　（単位：世帯）

年　度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
母子世帯	140	182	150	146	146
父子世帯	23	24	14	13	13
寡婦世帯	14	12	8	6	5
合　計	177	218	172	165	164

■　ひとり親家庭医療対象家庭数等の推移　（単位：人）

	ひとり親家庭医療対象家庭数			高校入学一時金	修学旅行扶助費	
	母子	父子	寡婦		小学校	中学校
平成 26 年度	134	21	13	18	14	19
平成 27 年度	170	22	11	21	18	19
平成 28 年度	143	13	7	17	15	17
平成 29 年度	129	11	6	13	15	18
平成 30 年度	131	11	5	17	11	19

≪取組みの方向性≫

① ひとり親家庭に対する経済的支援

児童扶養手当制度や母子父子等医療制度など、ひとり親家庭に対し経済的支援を継続します。また、子どもの学習能力の向上を図るため、子どもの学習支援事業を実施します。

② ひとり親家庭に対する就労支援

ひとり親家庭が抱える就労や生活に関する悩みについて、相談しやすい環境をつくり、相談業務の充実を図ります。

また、ひとり親家庭の自立支援策として高等職業訓練促進給付金、自立支援教育訓練給付金の周知と活用の促進を図るとともに、より良い条件で就労できるように、高等学校卒業程度認定試験の受講費用の一部支給します。

≪主な事業≫

施策・事業名	実績（平成 30 年度）	目標（令和 2～6 年度）	関係機関等
児童扶養手当の支給	延月人数：1,293 人	対象者に支給	福祉・児童課
ひとり親家庭等医療費の助成	対象：146 世帯	対象者に助成	福祉・児童課
修学旅行扶助費の助成	対象者：30 人	対象者に助成	福祉・児童課
高校入学一時金	対象者に支給：17 人	対象者に支給	福祉・児童課
母子寡婦福祉資金貸付制度	該当なし	希望者に貸付	福祉・児童課
交通遺児年金の支給	該当なし	対象者に支給	福祉・児童課
母子（父子）相談	各種相談の実施	各種相談の実施・充実	福祉・児童課
自立支援教育訓練給付金	該当者なし	対象者に支給	福祉・児童課
高等職業訓練促進給付金の支給	該当者なし	対象者に支給	福祉・児童課
高等学校卒業程度認定試験の受講費用の支給	－	対象者に支給	福祉・児童課
ひとり親家庭高校生通学定期助成金の支給	－	対象者に支給	福祉・児童課
子どもの学習支援	－	対象者に実施	福祉・児童課

（３）障害児支援の充実

≪現状と課題≫

平成 30 年３月現在、「知的障害」と判定された人に対して交付される療育手帳の所持者のうち 18 歳未満は 21 人となっています。また、18 歳未満の身体障害者手帳の所有者はいません。こうした障害を持つ子どもの自立や社会参加を実現するためには、早期からの適切な対応によりその可能性を最大限に伸ばすことが必要です。

勝山市では、療育を必要とする子ども及び保護者への支援施策として、各種手当の支給等の経済的支援を行うとともに、各分野において相談会等を実施しています。

保健・医療に関しては、小児を療育する医療機関であるこども療育センターと連携して、地域において療育相談を行う巡回療育相談を実施しています。

福祉に関しては、児童相談所や障害者生活支援センターでの相談やことばの育ちの教室を開催しています。また、放課後等デイサービス（長期休業中を含む）や土・日には日中一時支援事業を行い、見守りや訓練を実施しています。

教育に関しては、特別支援教育センター※による巡回教育相談会、学校教育課による教育相談会、就学支援委員会などによる取組みを行っています。

平成 25 年には奥越特別支援学校が開校し、障害の中でも知的発達の遅れ・肢体不自由・病弱者に対しては、障害の程度に応じた特別支援教育を実施しています。

保育園等では従来から障害児の受入れを促進しており、令和元年度には、生きていく上で医療的援助が必要な医療的ケア児の受入れを行っています。また、放課後児童クラブ（児童センター）でも障害児の受入れを行っています。

奥越管内の療育の専門機関として、児童デイサービスセンター「くれよん教室」（大野市）があります。今後は、療育の中核機関として、保育園、学校、医療、行政等との連携強化を図ることが課題です。

経済的支援としては、重度の障害児に対する医療費の助成や、在宅の 20 歳未満で、心身に障害のある児童を養育している保護者に対する手当の支給が行われています。また、日常生活において常時特別の介護を必要とする在宅の 20 歳未満の重度の障害児やその他の重度の障害児に対する福祉手当が支給されています。

※特別支援教育センター　県内の障害のある児童・生徒の学習や生活面の向上や適正な就学、保護者との相談活動など特別支援教育に関する全般的な指導、相談を行う県の教育施設。

≪取組みの方向性≫

① 障害児を持つ家庭への支援の充実

各地域を巡回する療育相談や発達相談を推進するとともに、障害児の親の会や当事者の会への支援を充実し、障害児の健全な発達を支援します。

また、障害児を持つ家庭における経済的負担を軽減するため、現在行われている各種の経済的支援制度を継続するとともに、必要に応じて内容の拡充を検討していきます。

② 保育園等や放課後児童クラブでの障害児等の受入れの推進

障害児保育は、対象児童にとって集団生活や生活習慣の取得等大きな効果が期待されることから、保育士や担当職員の追加配置等を行い、保育園等や放課後児童クラブでの障害児の受入れを継続して実施します。

また、医療的ケアを必要とする子どもについても、保育園等において受入れることができるよう体制の整備を図っていきます。

③ 障害の種類等に応じた適切な就学指導

医師、専門員、教育関係者、児童福祉関係者等により構成される就学支援委員会の機能を充実させるとともに各委員の専門性を高め、一人ひとりの障害の種類、内容、程度等に応じ、適切な就学指導を行います。

≪主な事業≫

施策・事業名	実績（平成 30 年度）	目標（令和 2～6 年度）	関係機関等
重度心身障害児の医療費の助成	対象者：５人	対象者に助成	福祉・児童課
障害児福祉手当の支給	対象者：９人	対象者に助成	福祉・児童課
重症心身障害児福祉手当の支給	対象者：２人	対象者に助成	福祉・児童課
特別児童扶養手当の支給	対象者に支給	対象者に支給	福祉・児童課
障害者生活支援センターによる相談事業	相談支援の実施・充実	相談支援の実施・充実	福祉・児童課
保育園等の障害児の受入れの推進	10 箇所	受入れの推進	福祉・児童課
保育園等での医療的ケア児の受入れ体制の整備	－	受入れ体制の整備	福祉・児童課
放課後児童クラブの障害児の受入れの推進	３箇所	受入れの推進	福祉・児童課
就学支援委員会の開催	６回	６回	学校教育課
県巡回相談会の開催	なし	１回	学校教育課
市教育相談会の開催	１回	１回	学校教育課
勝山市カウンセリング研修会の開催	１回	１回	学校教育課
教職員研修の開催（ADHD、LD※等の理解）	２回	各校にて実施	学校教育課
ことばの育ちの教室	臨床心理士により月２回実施	臨床心理士により月２回実施	福祉・児童課
療育手帳、身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳の交付	対象者に交付	対象者に交付	福祉・児童課

※ＡＤＨＤ　注意欠陥多動性障害。集団活動において、他のことに注意が向き、落ち着いて他の者と同じ活動ができない。

※ＬＤ　学習障害。読む、書く、計算する、推論するなど、いずれか特定の能力が著しく劣っているために、学力の低下がみられる。

５－４．親と子の健康支援の充実

（1）妊娠期から子育て期にわたる切れ目ない支援の実施

≪現状と課題≫

安心して出産・育児ができ、子どもたちのからだと心の健やかな成長を支援するために、妊婦健診、乳幼児健診、育児教室・相談、家庭訪問、予防接種等、各種事業を実施し、異常の早期発見、育児不安の解消及び事故・病気の予防等に努めています。

また、平成 28 年５月に子育て世代包括支援センターを開設し、妊娠期から子育て期にわたる切れ目ない支援を行うため、関係機関と連携した支援体制の構築に努めています。気がかりな妊産婦・未熟児等については、医療機関からの情報提供をもとに家庭訪問を行うなど連携して支援を行っていますが、平成 29 年度に県による「気がかりな妊婦・親子を支援するための連携システム」が構築され、妊婦の時期からの早期支援や複数回の家庭訪問を行うなど、医療機関との連携体制がより強化されました。

出産については市内の産婦人科が医師不足から分娩ができなくなったため、出産支援連携により健診は福井勝山総合病院、分娩は福井大学医学部附属病院等、県内の医療機関でできる体制になっており、妊娠届出者の約５割が利用しています。また、平成 30 年４月より福井勝山総合病院の産婦人科に常勤の医師が配置され、簡単な手術や入院、夜間の妊婦への対応が可能になりました。

近年出生率は減少していますが、乳幼児健診等で発達に気がかりな面があり定期的な経過観察が必要な乳幼児や、ＤＶ、外国人家庭、保護者の育児能力が低い、精神疾患があるなどの気がかりな家庭、医療的ケア児への対応、就学後の発達障害児に対する支援体制について、切れ目ない支援や他機関との連携がより一層求められています。

また、育児不安を抱えた際に育児相談等の母子保健事業を利用する母親が増えていますが、子育ての方法に加え、子どもへの愛情のかけ方、しつけの仕方に不安を感じている母親が多い状況です。早寝早起き、朝食の摂取、歯磨き習慣等の規則正しい生活習慣の確立と合わせて、幼稚園・保育園・認定こども園等と連携して保護者に対する保健指導を実施していく必要があります。

【妊婦・乳幼児健診の受診状況】

妊婦健診の延べ受診者数は年々減少しており、近年では 1,500 人を下回っています。

乳児健診では、1 か月児健康診査の受診率はほぼ 100%となっています。4 か月児健診は 98%前後、9～10 か月児健診は 90%前後となっており乳児の成長につれて受診率は低下する傾向にあります。未受診者については電話、家庭訪問などで状況を確認しています。

幼児健診では、1 歳 6 か月児健診、3 歳児健診ともに受診率は 95%以上であり未受診者については理由を把握し保健師による訪問などで状況を確認しています。

■　妊婦健診の受診状況　（単位：人）

年　度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
妊婦健診受診実人数	232	240	234	234	195
妊婦健診(14 回分合計)	1,777	1,844	1,816	1,440	1,354

■　乳幼児健診の受診状況　（単位：%）

年　度		平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
1 か月	受診率	100	99.3	96.9	100	100
4 か月	受診率	97.0	98.0	98.7	100	98.3
9～10 か月	受診率	91.3	91.4	95.0	93.7	94.0
1 歳 6 か月	受診率	98.6	99.4	99.3	96.4	96.7
3 歳	受診率	98.2	97.1	98.1	96.4	100

【育児の状況】

未就学児の親は５割以上が子育てに関して不安や負担を感じており育児相談等を利用しているが、子育ての方法に加え、子どもへの愛情のかけ方、しつけの仕方に不安を感じている母親が多い状況です。

■　育児相談の延べ件数　（単位：件）

年　度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
相談件数	168	166	354	365	223

■　子育てに関する不安や負担を感じている理由

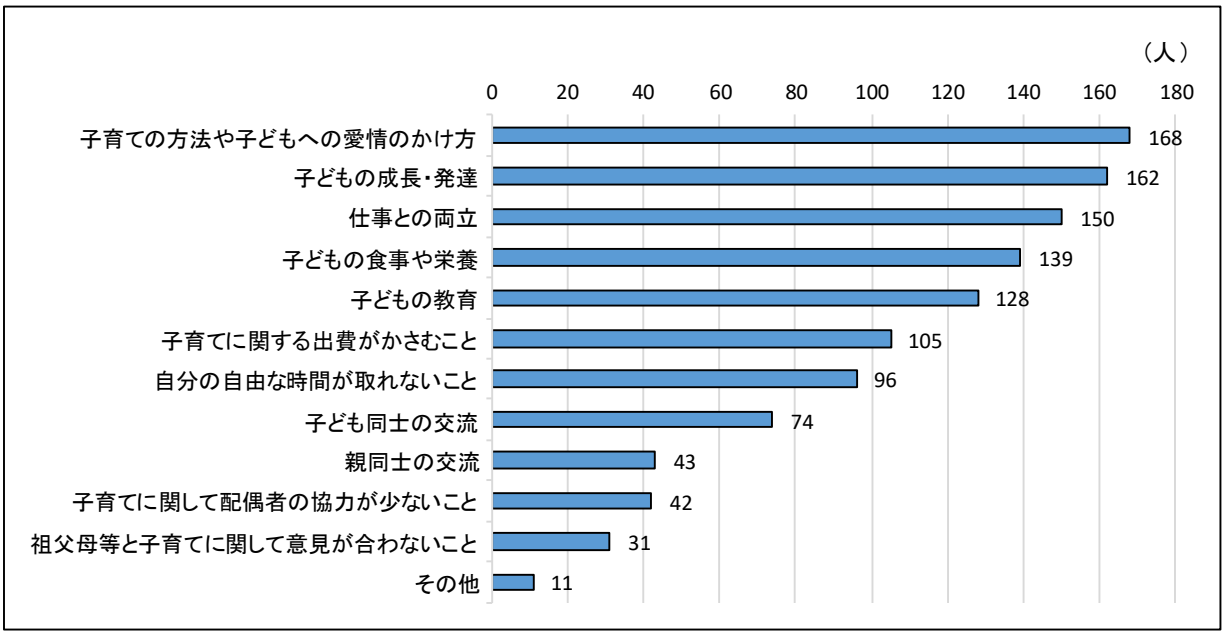

【気がかりな乳幼児・気がかりな家庭等への支援】

１歳半健診で経過観察となった幼児については、２歳児健診、２歳半健診を実施し、ことばや行動面の発達状況の確認などを行っています。３歳児健診や５歳児健診で経過観察となった幼児については保育園等に保健師が集団生活の様子を見に行き、集団生活での困りごとと家庭での困りごとに対し保護者と相談のもと、「のびのび発達相談会」や「ことばの育ちの教室」、専門機関の受診につなげています。

また、保育カウンセラーによる巡回相談に保健師が同行し、気がかりな乳幼児に対して保育園等、関係機関と連携して支援にあたっており、未就学児に対する支援体制は充実してきました。

しかし、医療機関での療育支援は小学２年生で終了するのが一般的であり、それ以降は療育支援を受ける機会が少なく、家庭や学校において対応に苦慮するケースがあります。

気がかりな家庭については関係機関と連携した関わりが必要なケースがほとんどであることから、連携強化を目的とした「子育て世代包括支援センター連絡会」を適宜開催しています。

■　気がかりな乳幼児への支援の流れ

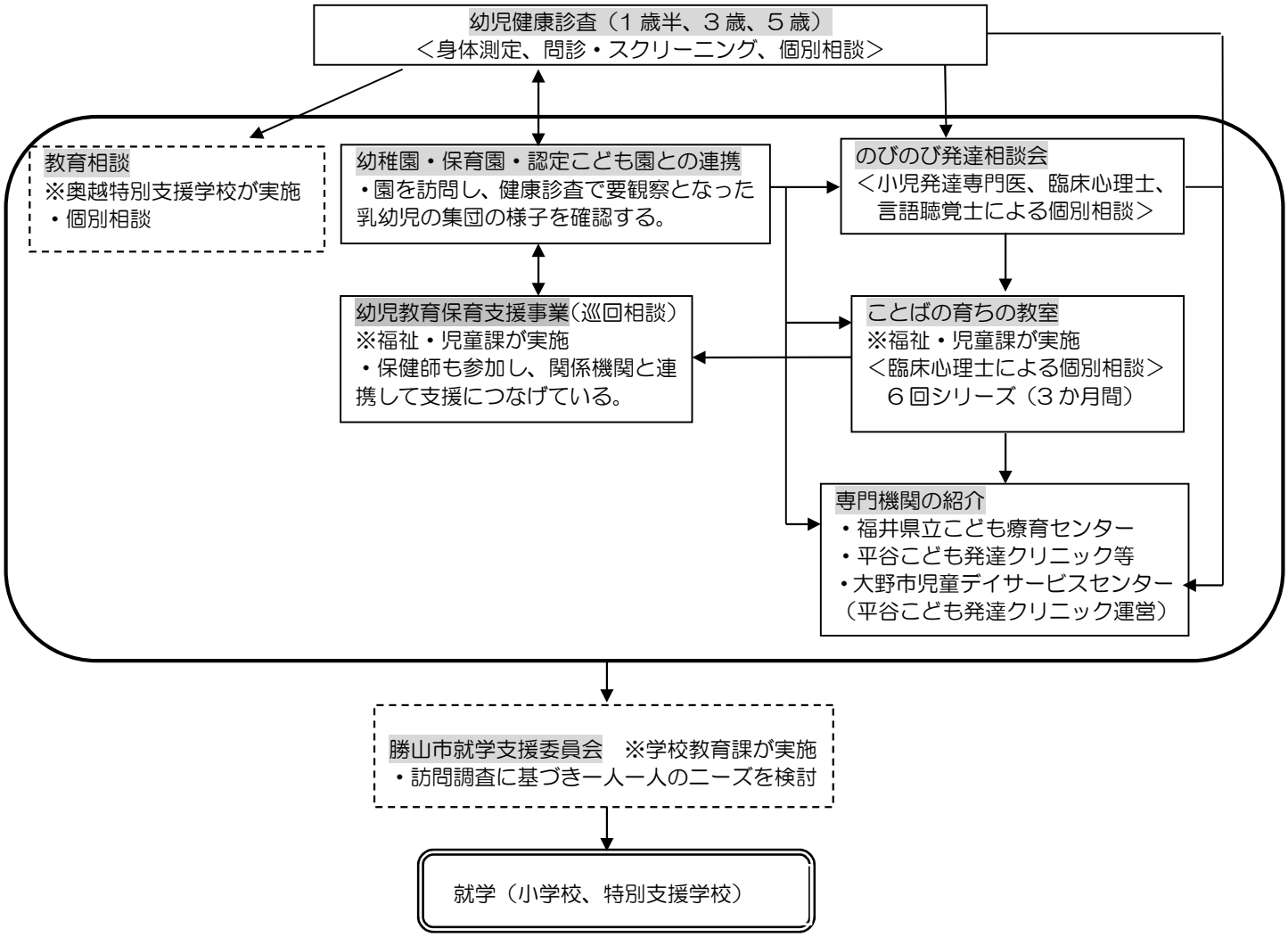

■　子育て世代包括支援センター連絡会の実施状況

年度	開催数（回）	テーマ（開催延べ数）	出席者
平成 29 年度	4	・医療的ケア児の支援体制、対応について（2） ・福祉サービス利用の流れについて（1） ・子育て世代包括支援センターの周知（1）	・保護者 ・学校教育課 ・子育て支援センター ・福祉・児童課 ・健康長寿課
平成 30 年度	5	・年度当初：各機関の役割の確認について（1） ・医療的ケア児の支援体制について（4）	・保護者 ・市外医療機関ケースワーカー ・看護師 ・市内認定こども園 ・奥越健康福祉センター ・学校教育課 ・福祉・児童課 ・健康長寿課

■　気がかりな家庭への支援（平成 30 年度）

関わった関係機関	内容	実件数
福祉・児童課・要保護児童対策地域協議会・小学校・保育園・消防署・勝山市社会福祉協議会・他市社会福祉協議会・医療機関・国際交流員・保健推進員	虐待の疑い・保護者の精神疾患・育児能力の低い家庭・外国人家庭・保護者の身体疾患・ＤＶ （内容が重複しているケースもあり）	10 件

【その他の母子保健事業の実施状況】

福井勝山総合病院で妊婦健診を受け、県内の医療機関で出産を行う出産支援連携体制の利用促進を目的とした「にこにこ妊婦奨励金」の利用者は平成 28 年以降、妊娠届出者の約５割が利用しています。

不妊治療費助成金交付事業では、平成 30 年度より助成範囲と助成額を拡大して実施しています。

妊産婦・新生児等に対する訪問指導は年度によって件数に変動はありますが、近年は 300 人前後に実施しています。

■　にこにこ妊婦奨励金の交付状況　（単位：件・％）

	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
交付件数	61	61	72	61	59
割合 （対妊娠届出数）	40.4	35.9	50.3	47.6	48.3

■　不妊治療費助成金交付事業の状況　（単位：件・千円）

年　度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
助成件数	11	13	9	11	14
助成額	769	1,187	908	1,243	2,168

■　母子訪問の延べ人数　（単位：人）

年　度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
新生児訪問※	151	128	144	108	114
乳幼児訪問※	120	122	118	77	91
妊産婦訪問	147	122	148	107	137
合計	418	372	410	292	342

※新生児訪問は新生児以降の月齢も含む

※乳幼児訪問は乳幼児健診等で経過観察が必要な乳幼児を中心に実施

≪取組みの方向性≫

① 子育て世代包括支援センターの利用促進

妊娠期から子育て期にわたる総合相談窓口である『子育て世代包括支援センター』の利用を促進し、妊娠・出産・育児に関する知識の普及啓発に努めます。

② 不妊症に対する支援の実施

平成 30 年度からは不妊治療費助成事業の助成範囲や助成額を拡大して実施しています。引き続き、不妊症で悩む人の経済的負担の軽減や相談窓口の紹介等、支援をしていきます。

③ 個別予防接種の推進

早期に予防接種を受け感染症を予防するため、医療機関での個別接種を推進します。

④ 幼稚園・保育園・認定こども園等と連携した保健指導の実施

早寝・早起き、朝食の摂取等の規則正しい生活習慣の確立のため、園と連携して直接保護者に対して保健指導を実施する機会を持ち、正しい知識の普及に努めます。

⑤ 関係機関と連携した支援の実施

気がかりな妊産婦や家庭、乳幼児に対する支援において、関係機関との連携が必要なケースが増えています。関係機関との連携を強め、切れ目ない支援を行っていきます。

⑥ 乳幼児健診の推奨

乳児健診では月齢が上がるほど受診率が低くなる傾向があります。発達状況の確認や身体疾患の早期発見のため健診を推奨し、未受診者に対する受診勧奨を継続していきます。

≪主な事業≫

施策・事業名	実績（平成 30 年度）	目標（令和 2～6 年度）	関係機関等
母子健康手帳の交付	対象者に交付：127 件	対象者に交付	健康長寿課
妊婦健康診査	前期受診率：100%	前期受診率 100% 全妊婦に 14 回実施	健康長寿課
1～2 か月子育て教室	参加率：42.0%	参加率の向上	健康長寿課
もぐもぐごっくん教室 （初期の離乳食教室）	参加率：63.9%	参加率の向上	健康長寿課
1 か月児健康診査	受診率：100%	受診率：100%	健康長寿課
4 か月児健康診査	受診率：98.3%	受診率：100%	健康長寿課
9～10 か月児健康診査	受診率：94.0%	受診率：100%	健康長寿課
1 歳 6 か月児健康診査	受診率：96.7%	受診率：100%	健康長寿課
3 歳児健康診査	受診率：100%	受診率：100%	健康長寿課
5 歳児健康診査	受診率：96.8%	受診率：100%	健康長寿課
訪問指導	366 人	乳幼児、妊産婦訪問等　随時実施	健康長寿課
乳児家庭全戸訪問事業 （こんにちは赤ちゃん事業）	訪問数：93 件	保健推進員による訪問	健康長寿課
乳児家庭全戸訪問事業 （こんにちは赤ちゃん事業）	訪問数：114 件（131 件中）	生後 4 か月までの訪問：全数	健康長寿課
むし歯予防教室	4 回	希望する幼稚園・保育園・認定こども園で実施	健康長寿課
個別予防接種の推進	接種率の向上 （4 種混合、日本脳炎、麻疹風疹混合、BCG、ジフテリア・破傷風、ヒブ、小児用肺炎球菌、子宮頸がん予防ワクチン、水痘、B 型肝炎）	接種率の向上 （4 種混合、日本脳炎、麻疹風疹混合、ＢＣＧ、ジフテリア・破傷風、ヒブ、小児用肺炎球菌、子宮頸がん予防ワクチン、水痘、B型肝炎）	健康長寿課
不妊治療費助成事業	14 件	適宜実施	健康長寿課
妊娠時の相談窓口の充実	相談件数：130 件	母子健康手帳交付時の相談実施	健康長寿課
育児相談の実施	相談件数：223 件	定例で実施	健康長寿課
子育てに関する講座の開催 （育児講座）	適宜開催	適宜開催	健康長寿課

（2）食育の推進

≪現状と課題≫

勝山市では離乳食教室や食育相談を実施し、乳幼児期から栄養バランスをこころがける重要性を保護者へ説明しています。また、幼児健診では肥満児への栄養指導を実施し、健康を意識した食習慣を推進しています。乳幼児期の食習慣として、主食と副食を組み合わせた朝食を摂る幼児は増えてきていますが、おやつの時間を決めて食べる幼児が減少していたり、朝食を毎日食べていない幼児が数名いたりします。今後も教室や健診時等において規則正しい食習慣の重要性について普及啓発していくことが必要です。

保育園・認定こども園では、保育指針等に基づき、健康な生活の基本としての「食を営む力」の育成に向け、その基礎を養うことを目標として、発達段階に応じた食育に取り組んでいます。園児には正しい食事の摂り方（食べ物や栄養についての指導）や基本的食習慣ができるように指導しているほか、野菜栽培、調理、行事食やバイキング給食などの体験活動も行っています。また、地産地消を推進するため、地場の食材の使用にも取り組んでいます。平成 30 年に改訂された幼稚園教育要領では、幼稚園でも食育が重視されるようになりました。楽しんで食べる中で食事のマナーを伝えたり、進んで食べようとする気持ちを育てています。

家庭と連携を密にし、喫食状況を知らせたり、食生活の指導や給食の試食を行ったりしているほか、地域の人々とは食を通してのふれあいや交流を深めていくとともに、子育てに必要な食に関する情報の提供、相談などの支援を行い幼稚園・保育園・認定こども園と共同で食環境の改善を進めています。

■　間食を決まった時間に与えている割合（３歳児）

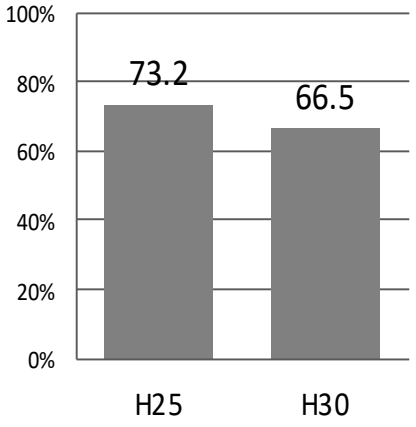

■　朝食内容

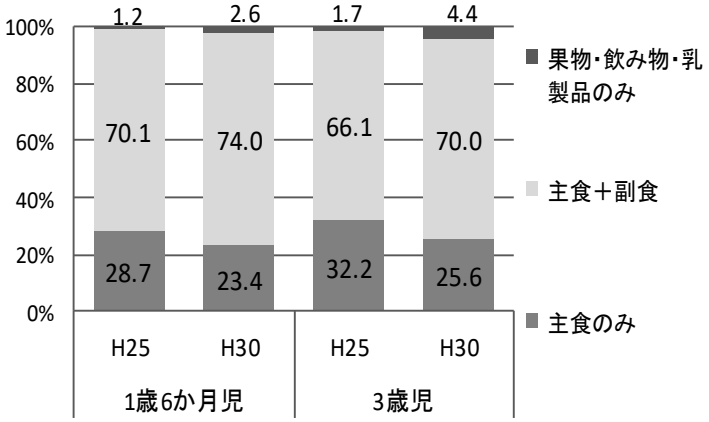

■　朝食を毎日食べる幼児の割合

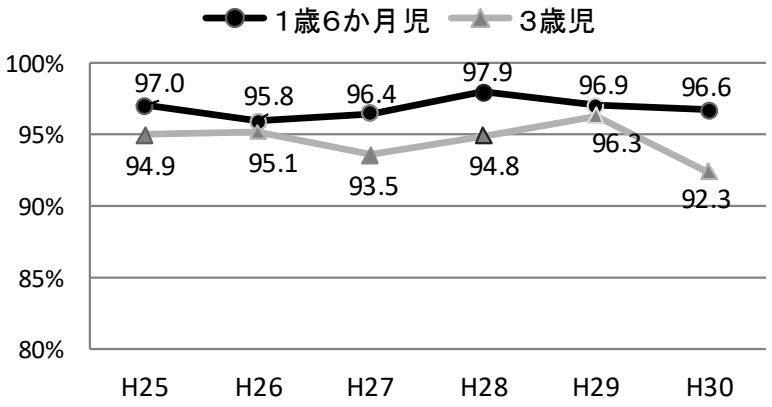

（資料：健康長寿課）

≪取組みの方向性≫

①　発達段階に応じた食に関する学習機会や情報提供の推進

乳幼児期から思春期まで、発達段階に応じて食に関する学習機会や情報の提供を進め、身近な人と一緒に食事をすることや、食事や間食の時間を決めて食べること等、家族ぐるみで規則正しい食生活習慣が確立されるよう努めます。

≪主な事業≫

施策・事業名	実績（平成 30 年度）	目標（令和 2～6 年度）	関係機関等
食生活改善推進員活動	地域で良い食習慣の実践のための普及啓発	継続して実施	健康長寿課
離乳食に関する講座	12 回	継続して実施	健康長寿課
幼児健診での栄養指導	対象者全員（16 人）	対象者全員へ実施	健康長寿課
食生活に関する指導・相談・情報の提供	幼稚園・保育園・認定こども園：給食だより等での情報提供 子育て支援センター：食育講座４回	幼稚園・保育園・認定こども園：給食だより等での情報提供 子育て支援センター：食育に関する講座の開催	福祉・児童課 学校教育課

（3）歯科保健対策の充実

≪現状と課題≫

幼児期においては１歳６か月児ではむし歯のある児童はほとんどいませんが、３歳では約７人に１人はむし歯がある状況になります。平成 30 年度の幼児健診での問診では仕上げ磨きをしている家庭は１歳６か月児で 86.4%、３歳児で 99.4%と多い状況にもかかわらず、年齢が上がるにつれてむし歯のある子が多くなっていることから効果的に実施できていないことが考えられます。幼児期から歯みがきの習慣を持つことと合わせて、保護者による効果的な仕上げ磨きを実施することで、むし歯の予防ができるよう歯科保健指導を強化していく必要があります。

保育園等では年齢に応じて食後のうがいや歯みがきを行っています。正しい歯みがきの仕方、かむことの大切さ、シュガーコントロールについても保育の中で指導しています。歯科健診の結果を保護者にお知らせし治療と予防に努めています。フッ素塗布は３歳児健診において希望者に実施するほか、勝山市歯科医師会と共催の「歯と口の健康週間フェスタ」で年１回実施しています。

≪取組みの方向性≫

①　歯の健康づくりに関する正しい知識・情報の普及、学習機会の充実

歯の健康づくりは、心身の健康の保持増進の上でも重要であることから、幼児期の早期から、ブラッシング指導、歯科健診の実施等、正しい知識・情報の発信、学習機会の充実を進めます。

定期的な歯科健診やフッ素塗布での予防歯科、初期むし歯の治療のためにかかりつけ歯科医を持つことを推進します。また、フッ素塗布に加え、日常の歯みがきにフッ素配合の歯みがき剤を使用することの有効性も幼児健診の場などで情報発信していきます。なお、幼稚園・保育園・認定こども園に対し県は、フッ化物洗口を推進しています。

≪主な事業≫

施策・事業名	実績（平成 30 年度）	目標（令和 2～6 年度）	関係機関等
歯科保健指導（歯科健診）	幼稚園、保育園、認定こども園での歯科健診：１回	幼稚園、保育園、認定こども園での歯科健診：１回	福祉・児童課 学校教育課
歯科保健指導（虫歯予防）	むし歯治療のすすめ、昼食後の歯みがき、歯みがきの仕方、むし歯の原因に関する保健指導の実施：１回	むし歯治療のすすめ、昼食後の歯みがき、歯みがきの仕方、むし歯の原因に関する保健指導の実施（虫歯予防デーの 6/4 前後に実施）	福祉・児童課 学校教育課
幼児への歯科保健指導	幼稚園・保育園で実施：３回	親子で仕上げ磨きを含む歯みがきの正しい方法が習得できるよう保健指導を実施	健康長寿課
乳幼児を持つ保護者への歯科保健指導	離乳食教室において実施：12 回 幼児健診での歯科衛生士による歯磨き指導：24 回	乳児期から正しい歯のケア方法が実施できるよう保健指導を継続	健康長寿課
幼児歯科健診	１歳６か月児及び３歳児健診での歯科健診：24 回	幼児健診での歯科健診の継続	健康長寿課
フッ素塗布	３歳児健診において実施：12 回	フッ素塗布の継続とかかりつけ歯科医での定期的なフッ素塗布の勧奨	健康長寿課
無料歯科健診と歯科相談	１回	無料歯科健診と歯科相談の継続	勝山市歯科医師会 健康長寿課

（4）小児医療の確保とかかりつけ医の推進

≪現状と課題≫

勝山市では現在、市内に小児科医が常駐している医療機関は３箇所ありますが、日曜日は休診となっています。

そのため、休日・祝日の救急医療に医師会が当番制で対応する在宅当番医制事業や、夜間の小児の救急医療に嶺北地域の４病院が当番制で対応する小児救急医療支援事業を実施し、救急医療の確保を行っています。また、平成 23 年度から福井県こども急患センターが設置され、夜間・休日の診療を行っています。その他に、同センターで子ども救急医療電話相談（#8000）を実施しており、専任の看護師よりアドバイスを受けることができます。

医療人材が不足する中、安心して医療が受けられるよう小児救急医療の確保と急病時に適切な受診行動ができるよう知識の普及が重要となっています。

■小児救急医療の状況　（単位：人）

年　度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
在宅当番医	141	146	97	173	135
小児救急医療支援事業利用者数	39	35	35	32	38
福井県子ども急患センター利用者数	45	40	47	39	39

≪取組みの方向性≫

① 小児救急医療の確保

在宅当番医制事業や小児救急医療支援事業を継続し、小児救急医療の確保に努めます。また、急病時に安心して医療が受けられるよう、福井県こども急患センターや子ども救急医療電話相談（#8000）の利用について普及啓発していきます。

② こどもの急病時の対応についての普及啓発

県や幼稚園・保育園・認定こども園等関係機関と連携し、子どもの急病時の対応についての講習会を開催し、保護者に急病時の対処法について普及啓発をしていきます。

③ かかりつけ医の推進

子どもの健康管理は、身近な地域で継続的な医療が受けられることが必要なことから、日頃から市内でかかりつけ医を持つことの大切さを啓発していきます

≪主な事業≫

施策・事業名	実績（平成 30 年度）	目標（令和 2～6 年度）	関係機関等
在宅当番医制	利用者：135 人	勝山市医師会に委託し休日診療を実施	健康長寿課
小児救急医療支援事業	嶺北地区 4 病院で実施	重篤な患者は嶺北地域の病院群で実施	健康長寿課
こどもの急病時の対応についての講習会	３回　84 人参加	小児科医師等による対処法の講習会とかかりつけ医に関する啓発	健康長寿課

５－5．地域・社会における子育て支援

（1）ワーク・ライフ・バランスの推進

≪現状と課題≫

ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）とは、市民一人ひとりが充実感を持ちながら働き、家庭生活や地域活動等との調和を図り、その両方を充実させる状態のことです。

昭和 60 年「男女雇用機会均等法」が成立したことを契機に、全国的に女性の社会進出に対する取組みが積極的に行われるようになってきました。

平成 27 年の国勢調査の結果では、勝山市の女性の就業率は 51.6%、共働き率については 60.1%となっており、共働き率は福井県平均を上回っています。

アンケート調査の結果によると、小学生以下の子どもがいる家庭でのパート・アルバイト等で就労中の方は、父親がほぼ皆無なのに対し母親は約３割、パート・アルバイトの方のフルタイムへの転換希望は、転換を希望する方と現状の継続の方がほぼ半々、現在は未就労であっても働く意欲のある方の約８割はパート・アルバイトを希望するという結果となっており、女性が家事・子育てという家庭での役割を多く担いながら働いている実情が読み取れます。また、育児休業後の職場復帰時の短時間勤務制度利用状況は、利用した方の 24.4%に対し、利用したかったが利用しなかった（できなかった）が 36.7%と、制度があるものの活用されなかった方が上回っており、制度の定着が不十分な状態となっています。

一方、少子高齢化に伴う生産年齢人口の減少や、子育て、介護と仕事との両立などの働く方のニーズの多様化といった課題もあり、平成 31 年４月から働き方改革関連法が順次施行されています。具体的には、残業時間の上限が法律で定められたことや年次有給休暇の５日取得/年が義務化されており、家庭における子育ての環境、ワーク・ライフ・バランスが整えられることが期待されます。

今後は、子育て家庭の男女ともに、家庭生活と仕事の両立を図ることができるよう、労働者、事業主、地域などへワーク・ライフ・バランスについての理解を促進するとともに、子育て家庭を支援する職場づくりなどを促すため、事業所に対し、国や県等が実施する支援や制度について周知を図る必要があります。

■　県下就業率と共働き率（再掲）

（単位：％）

	就業率			共働き率
		男性	女性	
福 井 県	60.4	68.9	52.6	58.6
福 井 市	59.8	67.8	52.5	57.4
敦 賀 市	59.1	69.7	49.2	49.5
小 浜 市	59.3	68.7	50.4	56.4
大 野 市	60.6	68.5	53.6	63.1
勝 山 市	58.7	66.6	51.6	60.1
鯖 江 市	62.1	69.7	55.1	62.5
あわら市	59.9	68.0	52.7	61.0
越 前 市	60.8	69.3	52.9	59.2
坂 井 市	62.6	71.0	55.0	62.8
永平寺町	60.8	67.4	54.8	63.7
池 田 町	52.5	60.4	45.5	50.1
南越前町	58.4	67.1	50.6	59.2
越 前 町	59.6	68.3	51.6	61.6
美 浜 町	59.8	72.2	47.3	53.0
高 浜 町	63.1	74.9	51.0	57.1
おおい町	61.4	73.1	49.4	57.8
若 狭 町	59.6	69.4	50.7	61.2

（資料：平成 27 年国勢調査）

≪取組みの方向性≫

①　仕事と子育ての両立を支援する制度の定着に向けた広報・普及活動の推進

これまでに、男女雇用機会均等法や育児・介護休業法等の法的な整備が進められるとともに企業においてもワーク・ライフ・バランスを支援する制度の整備も行われていますが、その理解は不十分なため、企業・経営者や労働者への啓発を図ります。

また、国・県等が実施する支援や制度について、勝山市広報等に記事を掲載するとともに、勝山市公式ホームページ上でも情報提供を行います。

②　職場環境の整備と育児参加の推進

今後も国の労働政策の周知を通して職場の環境改善への啓発に努めます。また、女性が家事・育児を担うという役割分担意識が依然として根強く残っていることからも、男性の育児・介護への参加推進に向けた取組みを進めていきます。

また、国・県等の育児参加の支援策について、ハンドブック等の配布、市広報や勝山市公式ホームページへの掲載により情報提供し、普及啓発に努めます。

≪主な事業≫

施策・事業名	実績（平成 30 年度）	目標（令和 2～6 年度）	関係機関等
広報・普及活動の推進	・母子手帳交付時に仕事と子育ての両立支援ハンドブックを配布 ・企業対象の研修会において、ハンドブックを配布 ・問合せに応じ、随時、労働関係相談窓口を紹介 ・労働関係専門機関による出前相談会の開催を市広報及び勝山市公式ホームページで周知	・国・県等が実施する支援や制度の周知（市広報への掲載、勝山市公式ホームページ上での情報提供） ・労働条件等の相談窓口の紹介	商工観光・ふるさと創生課

（2）子どもの交通安全を確保するための活動の推進

≪現状と課題≫

現在、幼児や児童を対象とした交通安全教室を幼稚園や保育園、認定こども園において、年３回開催し、交通安全に関する知識の普及に努めています。また、園児に交通安全ワッペンを配布し、子どもの交通安全に対する意識を高めるとともに、運転者に対しても注意を促しています。こうした取組みにより、子どもの交通事故の件数は減少傾向にあります。

また、令和元年に、県外で集団で歩道を通行中の園児らを巻き込む交通事故が発生したことを受け、園児が日常的に集団で移動する経路の緊急安全点検を実施しました。

■　交通事故件数の推移　（単位：件）

年　度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
総件数	４６４	４２１	４４３	４８７	３９４
うち中学生以下	４	４	２	４	１

≪取組みの方向性≫

①　各年齢段階に応じた交通安全教育の推進

交通ルールと交通マナーの実践を習慣づけるため、幼稚園・保育園・認定こども園の各年齢段階に応じた交通安全教室、交通安全教育を推進していきます。

また、チャイルドシートの普及啓発を図るため、交通安全教室の中で保護者を対象に正しい使用方法についての指導を行います。

②　園児の集団移動経路の交通安全の推進

令和元年度に幼稚園・保育園・認定こども園、認可外保育施設に対して、お散歩コースなど集団移動経路の危険箇所の調査を実施しました。調査の結果を受け、行政、道路管理者、警察など関係機関と合同点検会議を開催し、交通安全対策が必要な箇所の抽出を行いました。

今後、危険箇所については安全確保に向けた対応を順次実施していきます。

≪主な事業≫

施策・事業名	実績（平成 30 年度）	目標（令和 2～6 年度）	関係機関等
交通安全教室の開催	幼稚園・保育園・認定こども園：各３回	幼稚園・保育園・認定こども園：各３回	市民・環境・税務課
交通安全ワッペンの配布	幼稚園・保育園・認定こども園の３歳～5 歳児に配布	幼稚園・保育園・認定こども園の３～5 歳児に配布	市民・環境・税務課
集団移動経路の交通安全対策	―	危険箇所の安全対策の実施	福祉・児童課

参 考 資 料

勝山市子ども・子育て支援審議会の組織及び運営に関する規則

(平成25年9月27日規則第8号)

(趣旨)

第1条 この規則は、勝山市附属機関の設置に関する条例(平成25年勝山市条例第13号)に定める勝山市子ども・子育て支援審議会(以下「審議会」という。)の組織及び運営について、必要な事項を定める。

(組織)

第2条 審議会の委員は、次に掲げる者をもってこれに充てる。

(1) 学識経験を有する者

(2) 保育園及び幼稚園の保護者団体の代表

(3) 子ども・子育て関係団体に属する者

(4) 子ども・子育て支援に関する事業に従事する者

(5) 公募の市民

(6) 関係行政機関の職員

(7) その他市長が必要と認める者

(任期)

第3条 審議会の委員の任期は、3年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第4条 審議会に会長及び副会長を置く。

2 会長は、委員の互選により選出する。

3 副会長は、会長が指名する。

4 会長は、審議会の会務を総理する。

5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 審議会の会議は、市長が招集する。

2 審議会の会議の議長は、会長をもって充てる。

3 審議会は、議長が出席し、かつ現に在任する委員の総数の2分の1以上の出席がなければ、会議を開き、議決することができない。

4 審議会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長が決する。

(資料提出の要求等)

第6条 議長は、審議のため必要があると認めるときは、当該事項に関し識見を有する者に対し、資料の提出及び説明その他必要な協力を求めることができる。

(事務局)

第7条 審議会の事務局は、健康福祉部福祉・児童課に置く。

(委任)

第8条 この規則に定めるものを除くほか、議事の手続その他審議会の運営に関し必要な事項は、審議会が定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

令和元年度 勝山市子ども・子育て支援審議会　委員名簿

（五十音順、敬称略）

	氏名	所属・団体名	役職	備考
1	池内　啓介	勝山市立平泉寺保育園保護者会	会長	
2	伊藤　祐稔	勝山市子ども育成会連絡協議会	会長	
3	宇佐美　宏一郎	勝山市小中学校長会	会長	
4	木村　篤郎	勝山市立成器南幼稚園父母の会	会長	
5	小林　泰之	連合福井　福井地域協議会	勝山地区担当副議長	
6	斎藤　甚三郎	勝山市社会教育委員の会	会長	
7	竹内　登	株式会社　フクタカ	取締役	
8	田中　弥生	勝山市私立保育園・こども園園長会	会長	
9	谷出　雅博	勝山市健康福祉部	部長	
10	中村　啓一	勝山市ＰＴＡ連合会	会長	
11	東野　善和	一般公募	一般公募	
12	廣瀬　隆幸	勝山市地域活動連絡協議会	元会長	
13	深谷　憲一	ひかり病児保育園	施設長	
14	堀本　弘美	福井県奥越健康福祉センター	地域保健福祉課長	
15	増田　翼	仁愛女子短期大学	准教授	会長
16	松谷　千帆里	勝山市地域子育て支援センター	利用者代表	
17	山岸　登美子	勝山市主任児童委員会	委員長	副会長
18	吉田　髙師	勝山市補導委員会	会長	
19	米村　直也	勝山市私立保育園保護者連合会	会長	